

令和元年度 第 1 回上越市環境政策審議会 次第

日 時 令和元年 8 月 5 日 (月)
午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
会 場 上越保健センター2 階 集団指導室

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 会長、副会長の選出
- 4 委員紹介
- 5 挨拶
- 6 議事
 - (1) 上越市における環境施策の取組について
 - (2) 平成 30 年度の取組について
 - (3) 令和元年度の取組について
 - (4) その他
- 7 閉 会

議事資料

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 資料 1 | 上越市における環境施策の推進について |
| 資料 2-1 | 第 3 次環境基本計画の平成 30 年度取組状況 (概要) |
| 資料 2-2 | 平成 30 年度環境関連事業 (個表) |
| 資料 3 | 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減目標の達成状況 |
| 資料 4 | 廃棄物処理法、大気汚染防止法等の法令遵守状況 |
| 資料 5-1 | 令和元年度における環境施策の推進について |
| 資料 5-2 | 令和元年度環境関連事業取組 (個表) |
| 資料 6 | 一般廃棄物処理基本計画の中間改定について |

参考資料

- | | |
|------|----------------|
| 別紙 1 | 上越市環境政策審議会について |
| 別紙 2 | 上越市環境政策審議会条例 |
| 別紙 3 | 上越市環境政策審議会規則 |

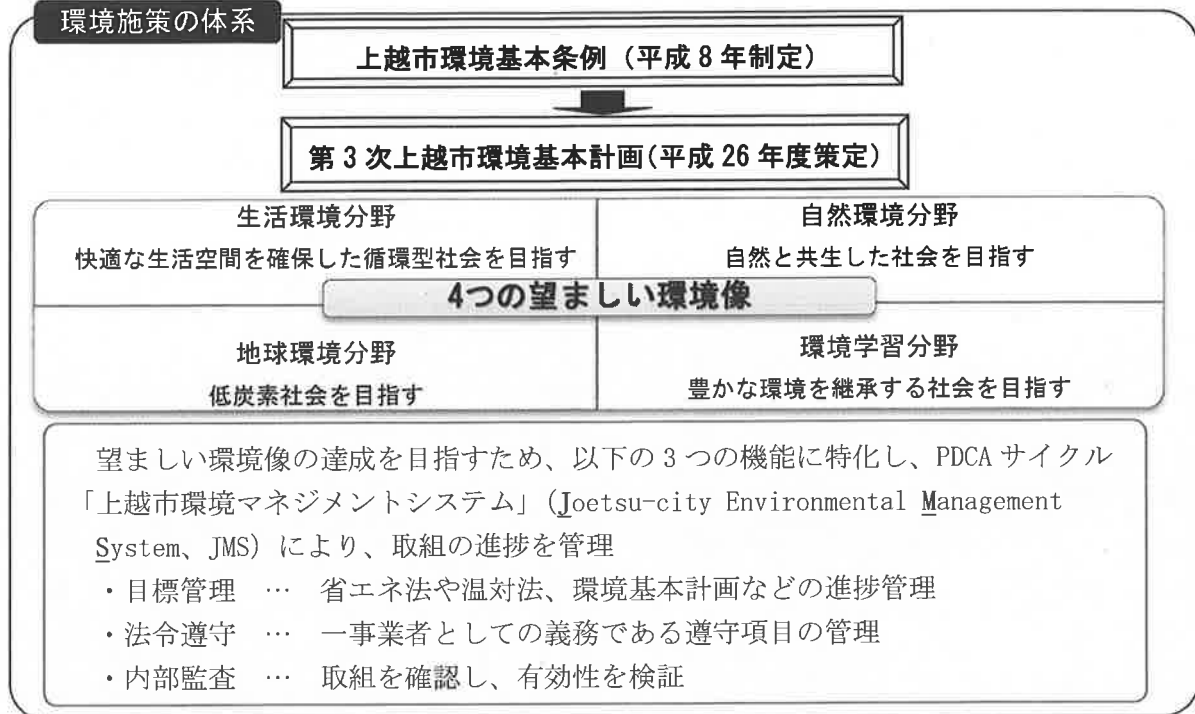
上越市環境政策審議会委員名簿

(任期：令和元年8月5日から令和3年3月31日まで)

区分	氏名	所属等
学識経験者	田村 三樹夫	(一財) 上越環境科学センター長
	濱 祐子	上越市教育委員
	山縣 耕太郎	上越教育大学教授
	山本 敬一	新潟県生態研究会会員
行政機関	葉葺 久尚	新潟県上越地域振興局健康福祉環境部 環境センター長
	佐藤 広	新潟県上越地域振興局農林振興部 副部長
	高橋 明彦	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 産学連携室 農業技術コミュニケーター
事業者	堀越 和宏	東北電力(株)上越電力センター所長
	渡邊 滋	イオンリテール(株)イオン上越店 人事総務課長
	小池 作之	上越資源リサイクル協同組合 理事長
	熊田 和子	上越商工会議所 女性会 会長
	高橋 裕	新潟県浄化槽整備協会 上越支部事務局
公募市民	岩崎 洋一	公募市民
	吉田 実	公募市民
	上原 みゆき	公募市民
必要と認める者 その他市長が	石川 總一	青田川を愛する会 会長
	井部 辰男	上越市町内会長連絡協議会 副会長
	小山 貞榮	新潟県地球温暖化防止活動推進員 上越地区連絡協議会 会長
	鳴海 榮子	上越市消費者協会 副会長
	青木 ユキ子	新潟県環境カウンセラー協会 協会員

○環境施策の体系

市では、望ましい環境像の実現に向け、上越市環境基本条例に基づき第3次上越市環境基本計画を策定し、分野別に基本方針定め施策を展開してきた。平成30年度は、5部局10課において61事業を実施した。



○環境施策の推進について

(1) 方針

第3次環境基本計画に基づくこれまでの取組を継続し、環境関連事業（61事業）に係る事業の進捗管理を行う。なお、環境管理委員会や環境政策審議会でも環境関連事業（61事業）について実績報告等を行い、環境施策の推進を図る。さらに国の地球温暖化対策計画（平成28年5月）では、エネルギー起源二酸化炭素（電気、ガソリン、灯油等）の温室効果ガス排出量について、地方公共団体を含む「業務その他部門」において、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で40%削減する目標を掲げており、本市においてもエネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく事業者としての責務を果たすため、「第3次上越市環境基本計画」に基づき温室効果ガス排出量の削減に向けた取組について重点的に推進する。

(2) 温室効果ガス排出量の削減目標

- ・全ての公共施設等 910施設（平成31年3月31日時点）

国が定める2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で40%削減する目標を達成するため、算定基礎となるエネルギー使用量と合わせ、各年度において前年度比2%削減を目標とし、令和元年度からは全ての公共施設等を対象に取組を強化する。

（平成30年度対象：エネルギー使用量が15kℓ以上ある173施設）

項目	2013年度実績	2030年度目標値
温室効果ガス排出量	61.4千t-CO2	36.8千t-CO2
温室効果ガス削減量（2013年度比）	-	24.6千t-CO2
温室効果ガス削減割合（2013年度比）	-	40%

- ・その他（一般廃棄物焼却、下水等処理、公用車使用等）

一般廃棄物焼却や下水等処理、公用車使用等については、国が定める削減割合40%には含まれないが、上越市地球温暖化対策実行計画で定める目標の達成に向け、引き続き温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進する。

第3次環境基本計画の平成30年度取組状況について（概要）

第3次環境基本計画は、総合計画で掲げるまちづくりを環境面から実現することを目指すものであり、総合計画の将来都市未来像を踏まえ、対象とする4つの環境の分野ごとに「望ましい環境像」を設定しています。また分野別に基本方針を定め、主要施策を展開します。

1 上越市の環境施策

望ましい環境像を実現するため、分野別に基本方針を定め、その方針に基づき主要施策を展開していきます。



2 平成30年度環境関連事業の取組結果

平成30年度は環境関連事業の61事業について目標を設定し、以下の区分を定め、達成状況の管理を行いました。

- A：計画通りに実施し達成 B：見直し・改善の必要があるが達成
C：計画通りに実施しているが未達成 D：見直し・改善の必要があり未達成

全61事業のうちA計画通りに実施し達成：53事業 B見直し・改善の必要があるが達成：1事業

C計画通りに実施しているが未達成：3事業 D見直し改善の必要があり未達成：0事業

その他：4事業

基本方針	取組主管課	事業	事業No.	平成30年度	令和元年度	備考
				目標達成状況	取組区分	
生活環境：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す						
環境汚染の防止						
大気汚染の防止						
	環境保全課	大気汚染対策事業	1	A：計画通りに実施し達成	継続	
騒音・振動、悪臭の防止						
	環境保全課	騒音・振動対策事業	2	A：計画通りに実施し達成	継続	
水質保全・排水処理対策の推進						
	環境保全課	水質汚濁対策事業	3	A：計画通りに実施し達成	継続	
	生活環境課	し尿処理事業	4	C：計画通り実施しているが未達成	継続	
	5.生活環境課 6.生活排水対策課	生活排水対策事業	5~6	A：計画通りに実施し達成	継続	
	環境保全課	地盤沈下対策事業	7	A：計画通りに実施し達成	継続	
化学物質等による汚染の防止						
	環境保全課	放射線量の周知等	8	A：計画通りに実施し達成	継続	
生活環境の維持・向上						
ごみ適正処理の推進						
	生活環境課	清掃総務管理費	9	A：計画通りに実施し達成	継続	
	生活環境課	ごみ収集運搬事業	10~14	A：計画通りに実施し達成	継続	
	生活環境課	ごみ処理対策事業	14	A：計画通りに実施し達成	継続	
	生活環境課	ごみ処理対策事業	15	-	終了	平成29年度で終了
	生活環境課	ごみ処理対策事業	16~17	A：計画通りに実施し達成	継続	
	生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	18	A：計画通りに実施し達成	継続	
	生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	19	-	終了	平成29年度で終了
リサイクルの推進						
	生活環境課	資源物分別収集事業	20~25	A：計画通りに実施し達成	継続	
環境美化の推進						
	生活環境課 30.都市整備課	生活環境保全美化対策事業	26~30	A：計画通りに実施し達成	継続	
自然環境：自然と共生した社会を目指す						
自然環境との共生						
生物多様性の保全						
	環境保全課	自然環境保全推進事業	31	A：計画通りに実施し達成	継続	
	環境保全課	鳥獣保護管理事業	32	A：計画通りに実施し達成	継続	
開発事業に対する環境配慮の誘導						
	環境保全課	環境政策総務事業	33	-	継続	平成30年度は開催なし
自然環境の活用						
緑地・公園の活用						
	農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業	34	A：計画通りに実施し達成	継続	
	農林水産整備課	森林保育管理事業	35	A：計画通りに実施し達成	継続	
	都市整備課	都市公園整備事業	36~38	A：計画通りに実施し達成	継続	
	都市整備課	公園管理費	39	A：計画通りに実施し達成	継続	
環境保全型農業の推進						
	農政課	自然循環型農業推進事業	40	C：計画通り実施しているが未達成	継続	
地球環境：低炭素社会を目指す						
地球温暖化対策の推進						
省エネルギーの推進						
	環境保全課	環境政策総務事業	41	A：計画通りに実施し達成	拡充	
	市民安全課	街灯整備・維持管理事業	42	A：計画通りに実施し達成	継続	
省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入						
	環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	43	-	統合	環境学習啓発事業に統合
	環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	44	A：計画通りに実施し達成	終了	平成30年度で終了
	環境保全課	風力発電事業	45	B：見直し・改善の必要があるが達成	縮小	
	生活排水対策課	下水道センター運転管理費	46	A：計画通りに実施し達成	継続	
拠点形成と交通ネットワークの構築						
	都市整備課	土地利用対策費	47	A：計画通りに実施し達成	継続	
地産地消の推進						
	教育総務課	学校給食での地産産野菜の使用拡大	48	A：計画通りに実施し達成	継続	
	農村振興課	地産地消認定店の拡大	49	A：計画通りに実施し達成	継続	
環境学習：豊かな環境を継承する社会を目指す						
環境啓発の推進						
環境学習の推進と事業者支援						
	環境保全課	環境学習施設管理運営事業	50	A：計画通りに実施し達成	縮小	環境団体主体に移行
	環境保全課	環境学習施設管理運営事業	51	A：計画通りに実施し達成	継続	
	生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	52	A：計画通りに実施し達成	継続	
	生活環境課	し尿処理事業	53	A：計画通りに実施し達成	継続	
環境学習の推進と事業者支援						
	農林水産整備課	林業総務費	54	A：計画通りに実施し達成	継続	
	農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営	55	A：計画通りに実施し達成	継続	
	農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費	56	A：計画通りに実施し達成	継続	
	社会教育課	謙信KIDSプロジェクト	57	A：計画通りに実施し達成	継続	
市民、事業者との協働による取組の推進						
	環境保全課	環境政策総務事業	58~59	A：計画通りに実施し達成	継続	
	環境保全課	環境政策総務事業	60	C：計画通り実施しているが未達成	統合	環境政策総務事業へ統合
	環境保全課	環境マネジメントシステム事業	61	A：計画通りに実施し達成	拡充	環境政策総務事業に変更

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：環境汚染の防止

主要施策：大気汚染の防止

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	平成30年度						
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記
環境保全課	大気汚染対策事業	・大気汚染（光化学オキシダント、PM2.5）の常時監視情報を市民に周知するほか、悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、必要に応じ臭気測定を実施する。	1	継続	・大気汚染物質（光化学オキシダント、PM2.5）の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合には、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。 ・悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、原因者に改善を求める。	・定期監視 異状時に備え、環境対策係及び休日担当職員が、県の観測記録を定時確認（1日2回）する。 ・意識啓発 大気汚染発生時の対応策の周知（広報上越への記事掲載）	・環境対策係及び休日は当番職員が、観測記録の定時確認を実施。 ・大気汚染発生時の対応策等について広報上越に掲載し、意識啓発を実施。 ・光化学スモッグ：広報上越6/1号 ・PM2.5：広報上越2/15号 ・悪臭による相談や苦情に対しては、速やかに現地確認を行い原因を特定するとともに、原因者に対し改善を求めた。	A:計画通りに実施し達成	-	-

主要施策：騒音・振動、悪臭の防止

環境保全課	騒音・振動対策事業	・高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。 ・新幹線沿線において列車走行音の測定を実施し、新幹線騒音の音源対策の進捗とその後の騒音の経過について監視を行う。	2	継続	・事業場の騒音・振動が規制基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100% ・高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。 ・新幹線騒音について、音源対策工事が進められていることから、効果等を把握するため、市内2地点（県：3地点）で測定を実施する。	・高速道路騒音の測定（6～7月） ・自動車騒音の測定（7～10月） ・環境騒音の測定（10月） ・新幹線騒音の測定（10月） ・測定の結果、基準の超過を確認した場合、道路管理者等に改善を求める。（随時）	・高速道路騒音の測定（7月） ・自動車騒音の測定（11～12月） ・環境騒音の測定（11月～12月） ・新幹線騒音の測定（10月） ・測定の結果、新幹線騒音で1か所（向橋）、自動車騒音で2か所（頸城、安江）、環境騒音で1か所（大湯）の基準の超過を確認したため、それぞれの施設管理者である鉄道・運輸機構及びJR東日本並びに高田河川国道事務所へ改善を求めた。	A:計画通りに実施し達成	-	-
-------	-----------	--	---	----	---	---	---	--------------	---	---

主要施策：水質保全・排水処理対策の推進

環境保全課	水質汚濁対策事業	・河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水調査により排水基準の遵守状況などを把握する。 ・冬期前後に多発する油流出事故を抑制するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図る。	3	継続	・水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水が、環境基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100% ・河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水調査により排水基準の遵守状況などを把握する。 ・冬期前後に多発する油流出事故を抑制するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図るほか、事故が多発する傾向にある地域においては個別訪問を実施する。	・河川等の水質測定（4～3月） ・事業場の排水水調査（4～2月） ・注意喚起の実施（広報上越：11月、FM放送：11～12月）	○各種測定 ・河川等の水質測定（4～3月） ・事業場の排水水調査（4～3月） ○意識啓発 ・油事故に対する注意喚起を実施した。（広報上越：11/1号、FM放送：11月、連続発生1町内会に対し、チラシ配布）	A:計画通りに実施し達成	-	-
生活環境課	し尿収集事業	・市内全域のし尿をくみ取り、清潔な生活環境を保持する。	4	継続	・し尿くみ取り手数料の口座振替の推進や、戸別訪問、納付相談等の未納対策に取り組み、収納率を前年度実績以上とする。	・第1回納入促進集中期間（7月）呼び出し通知書の送付一戸別相談の実施 ・2回納入促進集中期間（11月）同上 ・未納者に対する督促状の送付（毎月）	・納入促進集中期間などに、長期滞納者を中心に戸別訪問等を実施し、未納対策を図った。 ・未納者に対する督促状の送付を毎月実施した。 ・収納率は、前年度を0.4ポイント下回る96.9%となった。	C:計画通り実施しているが未達成	・汲取り実施者の減少などにより、収納率は、目標を下回ったものの、清潔な生活環境の保持のため、業者に委託し適切にし尿の収集運搬を行ったほか、適宜、戸別訪問を実施するなど引き続き、生活環境の保持に努めていく。	-
生活環境課	し尿処理事業	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	5	継続	・搬入されるし尿浄化槽汚泥を適正に処理する。 搬入量（見込み） し尿 : 6,927kℓ 浄化槽汚泥 : 46,980kℓ 合計 : 53,907kℓ	同左	・搬入されるし尿浄化槽汚泥を適正に処理し、各種環境基準値を遵守した。 搬入量（実績） し尿 : 6,568kℓ 浄化槽汚泥 : 47,136kℓ 合計 : 53,704kℓ	A:計画通りに実施し達成	-	-

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：環境汚染の防止

主要施策：水質保全・排水処理対策の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	平成30年度						
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記
生活排水対策課	生活排水対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道、農業集落排水は、市民生活に密着した生活関連施設であることから、引き続き下水道汚水管渠の着実な整備を進めるとともに、戸別訪問の実施により接続率の向上を図る。 合併処理浄化槽の設置については、循環型社会形成推進交付金を活用するほか、市の補助金交付制度により設置者の負担軽減を図るなど設置推進に努める。 	6	継続	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道、農業集落排水は、市民生活に密着した生活関連施設であることから、引き続き下水道汚水管渠の着実な整備を進めるとともに、戸別訪問の実施により接続率の向上を図る。 また、合併処理浄化槽の設置についても、循環型社会形成推進交付金を活用するほか、市の補助金交付制度により設置者の負担軽減を図るなど設置推進に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道汚水管渠の整備を着実に進める。併せて、未接続世帯への戸別訪問を実施する。 補助金を交付し合併処理浄化槽の設置を進める。 汚水衛生処理率84.6% (変更前目標値84.2%) 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道汚水管渠の整備を着実に進めた。併せて、未接続世帯への個別訪問を実施した。 (接続率…公共下水道区域95.1%、農業集落排水区域93.5%) 補助金を交付し、合併処理浄化槽の設置を進めた。 (補助件数…51件) 汚水衛生処理率85.1% 	A:計画通りに実施し達成	-	-

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：環境汚染の防止

主要施策：地下水の保全、土壌汚染の防止

環境保全課	地盤沈下対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 県と共同で、地下水位・地層収縮量の観測を行うとともに、水位の低下状況に応じて、地盤沈下注意報（警報）を発令し、地下水の節水啓発を回り地盤沈下の防止に努める。 漏水設備設置者を対象とする研修会を開催するほか、新規設置に伴う事前届出などについて、市民及び設置請負業者に周知徹底する。 	7	継続	<ul style="list-style-type: none"> 新設の漏水設備における降雪感知器の設置割合：90%以上 県と共同で、地下水位・地層収縮量の観測を行うとともに、水位の低下状況に応じて、地盤沈下注意報（警報）を発令し、地下水の節水啓発を回り地盤沈下の抑制に努める。 地下水節水意識の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 漏水設備設置届出者に対する節水型降雪感知器の設置勧奨等（通年：100件程度） 漏水設備設置者研修会を開催（11月下旬）し、節水型降雪感知器の紹介等による節水手法の周知 地盤沈下注意報（警報）発令の目安とするため、地下水位を毎日確認（12月～3月） 広報上越、市ホームページ等を活用した節水手法の紹介等による節水意識の啓発 漏水設備設置地点と地盤沈下の関連性の分析等 	<ul style="list-style-type: none"> 漏水設備設置（通年：98件） 地盤沈下注意報（警報）発令の目安とするため、地下水位を冬期間毎日観測（12月～3月） 漏水設備設置者等研修会の開催（11月28日：参加者：192名） 広報上越、市ホームページ等で節水を呼び掛けたほか、広報車による巡回時には、特に漏水設備を複数設置している事業者において過剰な汲み上げがないよう指導。 	A:計画通りに実施し達成	-	-
-------	----------	--	---	----	---	--	---	--------------	---	---

主要施策：化学物質等による汚染の防止

環境保全課	放射線量の周知等（予算事業なし）	<ul style="list-style-type: none"> 上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間放射線量について、毎月広報で公表する。 	8	継続	<ul style="list-style-type: none"> 上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間放射線量について、毎月広報上越で公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間放射線量を、毎月広報上越で公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 測定結果を、毎月広報誌に掲載した。 	A:計画通りに実施し達成	-	-
-------	------------------	--	---	----	--	---	---	--------------	---	---

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進

生活環境課	清掃総務管理費	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体の活動への支援を通じて、市内の生活環境の保全を図る。 	9	継続	<ul style="list-style-type: none"> 市民の自主的な地区衛生活動や生活環境の向上に取り組んでいる生活環境協議会の活動に対し運営経費の一部を補助し、環境美化と意識向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 各区（板倉区は除く）及び合併前上越市の生活環境協議会に対し補助金を交付し、活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各区（板倉区は除く）及び合併前上越市の生活環境協議会に対し補助金を交付し、活動を支援した。 	A:計画通りに実施し達成	-	-
生活環境課	ごみ収集運搬事業	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。 	10	継続	<ul style="list-style-type: none"> 〇ごみ収集運搬業務委託 燃やせるごみ収集回数 週3回 燃やせないごみ収集回数 月2回 	同左	<ul style="list-style-type: none"> 計画通り、燃やせるごみ、燃やせないごみの収集運搬を適正に実施。 	A:計画通りに実施し達成	-	-

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業№	平成30年度							
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績 (実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記	
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ(燃やせるごみ、燃やせないごみ)の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	11	継続	・燃やせないごみ中間処理業務委託 燃やせないごみを中間処理施設にて破砕し、資源物(金属類等)を選別した後に、残渣をクリーンセンターへ搬入する。 処理量(見込み):2,651t 残渣運搬量(見込み):2,114t ※なお、H30.4月からのプラスチック類等の分別区分の変更により処理量の減を見込んでいる。	同左	・燃やせないごみを中間処理施設にて破砕し、資源物(金属類等)を選別した後に、残渣をクリーンセンターへ搬入し、適正に処理を実施。 燃やせないごみ中間処理量(実績)3,092t 燃やせないごみ破砕処理残渣運搬量(実績)2,535t ※燃やせないごみ中間処理量3,733t(H29)→3,092t(H30)	A:計画通りに実施し達成	-	-	
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ(燃やせるごみ、燃やせないごみ)の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	12	継続	・家庭ごみ有料化事業 家庭ごみ指定袋を作成するとともに、保管・配送業務を実施する。 3歳未満児の属する世帯へ指定袋引換券を無償配布し、子育て世帯への経済的負担を軽減する。	・家庭ごみ用指定袋(11種類)、指定シール(6種類)を作成し、市指定の取扱所で販売する。 ・3歳未満児の属する世帯へ、4月末までに指定袋引換券を無償配布する。 配布予定:3,969人	・家庭ごみ用指定袋(11種類)、指定シール(6種類)を作成し、市指定の取扱所で販売した。 ・3歳未満児の属する世帯へ、4月末までに指定袋引換券を無償配布した。 配布人数:3,969人	A:計画通りに実施し達成	-	-	
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ(燃やせるごみ、燃やせないごみ)の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	13	継続	・ごみ集積施設設置費補助事業 町内会が行うごみ集積施設の新設・修繕に要する費用の一部を補助する。 補助率:1/2 (限度額1基当たり10万円) 交付件数(見込み) 設置等 62件 修繕 23件 合計 85件	同左	・ごみ集積施設設置費補助事業 町内会が行うごみ集積施設の新設・修繕に要する費用の一部を補助した。 ・交付件数(実績) 設置等 62件 修繕 22件 合計 84件	A:計画通りに実施し達成	-	-	
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	14	継続	・最終処分場維持管理費 三和区宮崎新田市有地内の残置産業廃棄物の処理を行う(2年計画)。 中郷区一般廃棄物最終処分場については、H30年5月までに遮光シート補修工事を完了させ、覆土整形の後、埋立完了届を提出する。 ・最終処分場の維持管理や処分場からの浸出水と観測用井戸の水質検査を行う。	同左	○最終処分場維持管理費 ・三和区宮崎新田市有地内の残置産業廃棄物の処理を平成29年度から2か年計画で行い、H30年8月には廃棄物撤去が完了し、H30年10月に現場作業を完了させた。 ・中郷区一般廃棄物最終処分場については、H30年5月に遮光シート補修工事を完了させ、覆土整形の後、H30年11月に埋立完了届を提出し、通常の維持管理に加え、施設廃止のための調査に着手した。 ・最終処分場の維持管理や処分場からの浸出水と観測用井戸の水質検査を実施し、異常が無いことを確認した。	A:計画通りに実施し達成	-	「三和区宮崎新田市有地内の残置産業廃棄物の処理」完了のため目標から削除	
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	15	終了							

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	平成30年度						
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	16	継続	・一般廃棄物最終処分場整備事業 上越市内における最終処分場の整備を目指し、新潟県や公益財団法人新潟県環境保全事業団と情報交換を継続する。	同左	○最終処分場整備事業 ・上越市内における最終処分場の整備を目指し、新潟県と情報交換を行った。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	17	継続	・その他、ごみ処理対策の推進 ・クリーン活動ごみなどの回収、処理を行う。	・現業職員6人によりクリーン活動ごみの回収を実施する。	○その他、ごみ処理対策の推進 ・クリーン活動ごみなどの回収及び処理を行った。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域からごみ焼却処理施設（第1・第2クリーンセンター及び新上越市クリーンセンター）へ搬入される可燃ごみを廃棄物の処理及び清掃に関する法律や環境基準により適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	18	継続	・可燃ごみ処理量（見込み） 上越市クリーンセンター 46,599トン	同左	・可燃ごみ処理量 上越市クリーンセンター 48,130トン	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	廃棄物処理施設整備事業	・既存の廃棄物焼却処理施設の老朽化とごみ質の変化に対応するため、平成29年10月の供用開始を目指して新クリーンセンターを整備する。	19	終了						

主要施策：リサイクルの推進

生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	20	継続	・資源物収集運搬業務委託 町内会集積所、資源物常時回収ステーション及びリサイクル推進店から資源物を回収し、リサイクル施設へ搬入する。	・資源物の収集運搬業務委託（11社）業務を行う。	・計画通り、町内会集積所、資源物常時回収ステーション及びリサイクル推進店からの資源物の収集運搬業務を実施。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	21	継続	・分別収集回収品目中間処理業務委託 家庭から排出される容器包装やペットボトル等の資源物の中間処理を行う。	・中間処理業務（9社）を事業者へ委託する。	・計画通り、家庭から排出される容器包装やペットボトル等の資源物の中間処理業務を実施。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	22	継続	・再商品化業務委託 容器包装（プラスチック製・紙製）や乾電池などの資源物の再商品化業務を委託し、適正処理を行う。	・日本容器包装リサイクル協会や事業者へ再商品化業務を委託	・計画通り、日本容器包装協会などの事業者を通じ、再商品化業務を実施。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	23	継続	・資源物常時回収ステーション整備事業 資源物6品目を回収する資源物常時回収ステーション（市内18か所）の維持管理（自動消火器の設置等）、巡回整理を行う。 掲示物の劣化が激しいステーションについては、掲示物の入れ替えを行う。	同左	○資源物常時回収ステーション整備事業 ・資源物6品目を回収する資源物常時回収ステーション（市内18か所）の維持管理（自動消火器の設置等）、巡回整理を行った。 ・掲示物の劣化が激しいステーションについては、掲示物の入れ替えを行った。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	24	継続	・資源物集積所整備事業 集積所で使用する看板や表示板等を作成し、希望する町内会へ配布する。	・看板や表示板等の作成、配布 （見込み） 作製数 700 （品目表示板、看板、回収箱） 配布 1,440	・資源物集積所整備事業 集積所で使用する看板や表示板等を作成し、希望する町内会へ配布した。 作成数（実績） 810 配布数（実績） 1,648	A:計画通りに実施し達成		

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：リサイクルの推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	平成30年度						
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績 (実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	25	継続	・生ごみリサイクル事業 分別収集した生ごみを民間事業所に搬入し、バイオガスを発生させ汚泥乾燥用の燃料や肥料としてリサイクルする。 生ごみ回収量（見込み） 9,100トン	同左	・分別収集した生ごみを民間事業所に搬入し、バイオガスを発生させ汚泥乾燥用の燃料や肥料としてリサイクルした。 ・生ごみ回収量（実績） 8,295 t	A:計画通りに実施し達成		

主要施策：環境美化の推進

生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	26	継続	・全市クリーン活動 春、夏、秋に一斉清掃月を設定し、全町内会に参加を呼びかけ、空き缶や散乱ごみなどの回収・清掃活動を実施する。 目標参加人数 60,000人	同左	・全市クリーン活動 春、夏、秋に一斉清掃月を設定し、全町内会に参加を呼びかけ、空き缶や散乱ごみなどの回収・清掃活動を実施した。 参加人数（実績） 66,779人	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	27	継続	・市道側溝土砂収集運搬事業 町内会が清掃した市道側溝の土砂を収集運搬する。	・実施内容（見込み） 対象町内会 172町内 収集量 290トン	・市道側溝土砂収集運搬事業 町内会が清掃した市道側溝の土砂を収集運搬した。 実施町内会 172町内 収集量 296.29トン	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	28	継続	・環境パトロール事業 不法投棄の監視及び野焼きへの指導を行う。 不法投棄物やポイ捨てごみの早期発見・早期対応を行い、投棄者が特定できる場合は、警察等と連携して対処する。 ごみ集積所や常時回収ステーションの巡回、排出物の整理・指導を行うとともに、市民に適正排出を促す。	同左	○環境パトロール事業 ・不法投棄の監視及び野焼きへの指導を行った。 ・不法投棄物やポイ捨てごみの早期発見・早期対応を行い、投棄者が特定できる場合は、警察等と連携して対処した。 ・ごみ集積所や常時回収ステーションの巡回、排出物の整理・指導を行うとともに、市民に適正排出を促した。	A:計画通りに実施し達成		
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	29	継続	・ごみヘルパー事業 障害や高齢などの理由でごみの分別や集積所への排出が困難な世帯へ、町内会等と連携してヘルパーを派遣する。	・実施内容（見込み） ヘルパー委嘱人数 63人 支援世帯数 73世帯	・ごみ分別やごみ出しが困難な世帯からの申請に基づき、町内会等と連携してごみヘルパーによる支援を行った。 平成30年度実績 ごみヘルパー委嘱人数 52人 支援世帯数 60世帯 ・平成30年度からは福祉部門と連携し、マッチングを行った。	A:計画通りに実施し達成		平成30年度においては、新規申請を14件受付し、支援を行ったが、同時に施設入所や死亡等により利用を停止するケースもあるため、件数は見込みを下回った。支援内容は目標どおりに行うことができた。

主要施策：景観形成の推進

都市整備課	景観デザイン事業	・地域の特性を生かした景観づくりを推進するため、平成21年度に策定した景観計画に基づき、以下の事業に取り組み。 ・届出制度の実施 ・景観アドバイザー制度の実施 ・景観審議会の実施 ・景観情報紙の発行 ・景観セミナーの開催 ・その他事業内容に関する啓発の取組の実施	30	継続	・景観アドバイザーからの助言や届出制度の実施により、周辺地域との調和を図り、公共施設及び民間施設の景観の向上を推進する。 ・また、セミナーの開催や景観情報紙の発行等により、景観に対する市民意識の高揚を図る。 ・その他、特徴的な景観が残る地域を対象に、地域住民と協働して景観まちづくりに取り組む。	・景観審議会の開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイス実施（毎月1回） ・届出制度の運用（随時） ・景観セミナーの実施 ・景観情報紙の発行 ・景観まちづくりの取り組みの支援	・景観審議会の開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイス実施（会議開催：14回） ・届出制度の運用（届出・通知：97件） ・景観セミナーの実施（H31年2月27日） ・景観情報紙の発行（H31年3月） ・景観まちづくりの取り組みの支援	A:計画通りに実施し達成		
-------	----------	---	----	----	---	---	---	--------------	--	--

分野：自然環境

目的：自然と共生した社会を目指す

基本方針：自然環境との共生

主要施策：生物多様性の保全

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	平成30年度						
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記
環境保全課	自然環境保全推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 良好な自然が残る地域を自然環境保全地域に指定することで、希少な動植物の生息環境の保全を進める。 良好な自然環境が残る地域などを周知し、市民等の環境保全意識の高揚につなげる。 	31	継続	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年度に7か所目の自然環境保全地域を指定することを指し、取組を進める。 自然環境保全地域の適切な管理等を進めるため、指定地域内において保全活動を行う市民団体の取組を、市民活動計画として指定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全推進委員会を開催し、自然環境保全地域の指定等について、検討する。 自然環境保全地域の指定に向けて、平成31年度の指定候補地域の自然環境を地域住民及び土地所有者などに周知するとともに、指定に向けた事前説明を実施する。 自然環境保全地域で、地域の団体等が行う保全活動の計画を認定し、市民に広く周知するほか、活動に必要な支援を行う。 意識啓発として、自然観察ツアーの開催（4回）や保全地域の周知（市ホームページへの掲載）を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全推進委員会を開催し、次期指定候補地について検討した。 次期指定に向けて、候補地における最大の利害関係者である土地改良区へ説明した。 自然環境保全地域における団体の活動を支援した。保全活動計画の認定には至っていない。 意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> 自然観察ツアーの実施（計画5回のうち実施4回、雨天中止1回） <ul style="list-style-type: none"> H30.3月に指定した、よしたの谷内（三和区）の周知（広報上越6/1号へ掲載、周知用看板の設置） 	A:計画通りに実施し達成	-	-
環境保全課	鳥獣保護管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣による農作物被害を防止するため、適切に有害鳥獣捕獲許可を交付するほか、人身被害を防止するため大型鳥獣が出没した際には警察及び市内の猟友会支部などと連携し、市民の安全確保に努める。 人身被害防止のため、大型獣に関する情報提供を行うほか、市民一人ひとりが事故や誘因を防止するために自らができる事などの啓発に努める。 	32	拡充	<ul style="list-style-type: none"> クマやイノシシなどの大型野生鳥獣による人身被害：0人 出沒抑制対策を実施し、効果を検証する。 野生鳥獣による農作物被害を防止するため、適切に有害鳥獣捕獲許可を交付するほか、人身被害を防止するため大型鳥獣が出没した際には警察及び市内の猟友会支部などと連携し、市民の安全確保に努める。 人身被害防止のため、大型鳥獣に出会わないための方法や、市民一人ひとりが事故や誘因を防止するために自らができる事の啓発に努める。また住居地域への出沒予防に向け、出沒地点の変化など情報の整理を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 出沒抑制対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> 金谷区・春日区及び中郷区をモデル地区として選定し、出沒抑制対策の実施（林床の草刈や電気柵設置）及び学習会の開催 被害防止体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> 適切な有害鳥獣捕獲許可の交付 特別捕獲員の任命と出動（通年） 出沒時における非常用具の整備（5～6月） 大型鳥獣が出没した際は、関係機関や猟友会支部等と連携し、人身被害防止の取組 被害防止の注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> 出沒時期前（広報上越等：5月、10月） 出沒時（安全メール、情報提供等：随時） 	<ul style="list-style-type: none"> 出沒抑制対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> 金谷区・春日区及び中郷区をモデル地区として選定し、出沒抑制対策の実施（林床の草刈や電気柵設置）及び学習会の開催（4町内会）。抑制対策事業の結果は県にも説明し、県の取り組みを要望。 名立区では、爆音機を設置し追い払いを実施 被害防止体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣捕獲申請では、特に安全対策の状況等を審査し許可 <ul style="list-style-type: none"> 特別捕獲員を任命し、人身被害が懸念される場合等に出動を要請（通年） 大型鳥獣が出没した際は、保育園、学校、町内会等へ速やかに注意喚起するとともに、安全メールで周知。高田地区の住宅地でクマが出没した際は、関係機関や猟友会支部等と連携し対応したものの、捕獲まで約10時間を要した。人身事故はなかった。 非常用具として、爆音機、ネットランチャー、クマスプレー等を購入し、各区にも配備 被害防止の注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> 出沒多発期前（広報上越等：5月、10月） 出沒時（安全メール、情報提供等：随時） 	A:計画通りに実施し達成	-	-

基本方針：自然環境との共生

主要施策：開発事業に対する環境配慮の誘導

環境保全課	環境政策総務事業	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業で環境に及ぼす影響について専門的な意見を求められた際、環境影響評価会議を開催し、環境影響評価に係る技術的な事項を調査審議する。 	33	継続	<ul style="list-style-type: none"> 上越市環境影響評価会議の設置及び運営に関する要綱第2条により、公害の防止及び自然環境の保全の見地から調査審議する。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当案件に応じ、環境影響評価会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> 該当案件はなく、会議は未実施。 	-	-	-
-------	----------	---	----	----	---	--	---	---	---	---

分野：自然環境

目的：自然と共生した社会を目指す

基本方針：自然環境の活用

主要施策：緑地・公園の活用

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	平成30年度						
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績 (実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記
農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業	・上越市の水源の森である、くわどり市民の森を、自然観察や森林浴などが出来る市民の憩いの場、環境学習や森林体験活動の場として整備を行う。	34	継続	・中山間地の水源地域の森林を市民の共有財産として捉え、市民の森として活用し、林業体験や環境学習を通じて利用者の里山保全に関する理解を深めるとともに、森林整備を進め水源涵養など森林の持つ多面的機能の向上を図る。 ア 市民の森を利用したイベントの開催	ア・管理棟内設備と木工作体験の充実 ・季節に応じた市民の森観察会の実施	ア・管理棟内設備と木工作体験の充実 (47回実施・407名参加) ・季節に応じた市民の森観察会の実施 (7回実施・135名参加)	A:計画通りに実施し達成	-	-
農林水産整備課	森林保育管理事業	・森林・山村の多面的機能を発揮するため、森林整備等を実施する活動組織への事業推進、指導を行う。	35	継続	・地域住民、森林所有者、NPO法人、民間団体などが協力して作る活動組織が行う、地域環境保全、森林資源利用、教育・研修活動、森林機能強化の取組を支援する。	・越後ふるさと里山林協議会や県と活動組織との橋渡し役として連絡を密にとり、活動が円滑に行えるよう支援する。 活動予定組織：7団体 活動予定面積：22ha	・越後ふるさと里山林協議会や県と活動組織との橋渡し役として連絡を密にとり、活動が円滑に行えるよう支援する。 活動予定組織：7団体 活動予定面積：22ha	A:計画通りに実施し達成	-	-
都市整備課	都市公園整備事業	・平成27年6月に改訂した高田公園基本計画および高田公園短期整備計画に基づき、【交流拠点】、【歴史公園】、【観光拠点】の機能を有した「総合公園」として計画的に整備を行う。	36	継続	・高田公園の魅力さをさらに高め、交流人口の増加を図るため、内堀護岸の整備を行う。	ア 内堀整備 高田城の本家の「土塁」の姿を損なわない景観に配慮した整備を行う。	ア 内堀整備 「土塁」の姿を損なわないよう景観に配慮して内堀護岸の整備を行った。	A:計画通りに実施し達成	-	-
都市整備課	都市公園整備事業	・五智公園の貴重な自然資源を五感で感じられるよう、【学び】【遊び】【健康】の3つの柱に基づいた整備を行う。	37	継続	・施設の老朽化が進んでいることから、公園施設改築などの施設整備を進める。 ・「五智公園自然環境保全地域」に指定されており、希少植物など自然環境を保全する必要があることから、豊富な自然を身近に感じられるよう、自然資源を活かした公園整備に努める。	ア 駐車車整備 五智公園の入り口として、来園者が利用しやすい駐車場整備を行う。	ア 駐車車整備 五智公園の入り口として、来園者が利用しやすい駐車場整備を行った。	A:計画通りに実施し達成	-	-
都市整備課	都市公園整備事業	・市民の憩いとコミュニケーションの場としての公園を、バリアフリーや安全・安心の観点から誰もが利用しやすいよう整備する。	38	継続	・市民の憩いとコミュニケーションの場として、公園をバリアフリーや安全・安心の観点から整備し、誰もが利用しやすい公園とする。 ア 海浜公園整備 イ 長寿化計画による都市公園施設の改修	ア 海浜公園整備 来園者の安全性を確保するため、フェンスを設置する。 イ 長寿化計画による都市公園施設の改修遊具の更新撤去を行う。 直江津地区 3基 高田地区 3基	ア 海浜公園整備 来園者の安全性を確保するため、フェンスを設置した。 イ 長寿化計画による都市公園施設の改修遊具の更新撤去を行った。 直江津地区 3基 高田地区 4基	A:計画通りに実施し達成	-	-
都市整備課	公園管理費	・市民の憩いやコミュニケーションの場となる都市公園等を安全で安心して利用できる空間とするため、適切な管理を行う。	39	継続	・市民の憩いとコミュニケーションの場として、安全・安心に利用できるよう、地域との協働により都市公園の維持管理を実施する。 ア 公園管理事業 イ パーク・パートナーシップ事業 ウ 高田公園樹木保守管理事業	ア 公園管理事業 178公園 (264ha) の除草、清掃、樹木管理、遊具修繕等の維持管理を実施する。 イ パーク・パートナーシップ事業 136公園 (40.6ha) の街区公園等の管理を町内会等と協働で実施する。 ウ 高田公園樹木保守管理事業 ・高田公園樹木長寿化計画 (第二期：H31～H35) を策定する。 ・松くい虫防除対策として薬剤の樹幹注入を実施する。	ア 公園管理事業 実施計画に基づき、除草、清掃、樹木管理、遊具修繕等の維持管理を適切に行った。 (178公園：264ha) イ パーク・パートナーシップ事業実施計画に基づき、街区公園の維持管理を地元 (町内会) と協定を締結し、協働で実施した。 (136公園：40.6ha) ウ 高田公園樹木保守管理事業 ・高田公園樹木長寿化計画 (第二期：H31～H35) を策定した。(3月) ・松くい虫の樹幹注入は、実施計画に基づき適切に実施した。 (樹幹注入：61本)	A:計画通りに実施し達成	-	-

分野：自然環境										
目的：自然と共生した社会を目指す										
基本方針：自然環境の活用										
主要施策：環境保全型農業の推進										
担当課	事業名	目的 Plan	事業№	平成30年度						
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記
農政課	自然循環型農業推進事業	・化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域慣行基準より5割以上低減する栽培とあわせて行う地域温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組及び有機農業の取組を行う農業者に対して支援する。	40	継続	・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて、堆肥の施用や冬期湛水など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援する。	取組団体：83団体 取組面積：1,374ha	取組団体：64団体 取組面積：931ha 取組内訳 ・カバークローブ：570.3ha ・堆肥の施用：66.3ha ・有機農業：55.3ha ・冬期湛水管理：238.8ha	C:計画通り実施しているが未達成	・気象条件の影響等で取組面積が減少したが、農家への回覧文書の配布や事業説明会を通じて環境保全に向けた取組を地域全体のものとするための意識の向上を図り、取組面積の拡大を目指す。	
分野：地球環境										
目的：低炭素社会を目指す										
基本方針：地球温暖化対策の推進										
主要施策：省エネルギーの推進										
環境保全課	環境政策総務事業	・地球温暖化対策を推進する取組を具体的に推進し、普及・啓発を行う。	41	継続	・地球温暖化対策を推進するため、ホームページや環境イベント等で、実行計画や取組事例を周知する。	・広報上越クールチョイスの取組や環境フェア実施について掲載(6/1号) ・環境フェア(6月24日) ・商業施設等における環境イベントの実施(4月、5月、6月、8月、10月、11月、1月、3月) ・市ホームページで情報発信(随時)	いずれも計画どおり実施	A:計画通りに実施し達成	-	
市民安全課	街灯整備・維持管理事業	・町内会が管理する防犯灯をLED化する工事に要する費用の一部を補助し、LED化を推進することにより、消費電力及び二酸化炭素排出量の削減を図る。	42	継続	・町内会が管理する防犯灯のLED化率を61%以上とする	・防犯灯LED化補助金の交付(随時受付)	・町内会管理の防犯灯LED化率 62.2% ※防犯灯LED化補助金活用実績 2,571灯、19,959千円 ※その他の事業でのLED化実績 地域活動支援事業 343灯(金谷区)	A:計画通りに実施し達成	-	
主要施策：省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入										
環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	・上越市の貴重な資源であり、特徴である「雪」を活用し、加工食品や農産物の雪中貯蔵商品開発や雪を利用した事業展開を支援し、蓄冷熱エネルギーの利用による環境負荷の低減と再生可能エネルギーの導入を促進する。	43	統合	(環境学習啓発事業へ統合)	-	-	-	-	

分野：地球環境

目的：低炭素社会を目指す

基本方針：地球温暖化対策の推進

主要施策：省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	平成30年度			
							実績(実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記
環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギーシステム設置費補助 地球温暖化対策を地域で推進するため、市民が取り組める省エネルギーや再生可能エネルギーの普及啓発及び導入の促進を行う。 住宅用太陽光発電システム及びペレットストーブ設備の設置に対する支援を行う。 	44	継続	<ul style="list-style-type: none"> 補助制度を通じて、家庭用太陽光発電システム、ペレットストーブ設備等の普及拡大を図る。 住宅用太陽光発電システム、ペレットストーブ設備の設置費の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用太陽光発電システム及びペレットストーブ設備等設置費補助金の交付 住宅用太陽光発電システム申請件数80件（発電出力合計292kW以上） ペレットストーブ設備申請件数5件 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用太陽光発電システムの申請件数82件 ペレットストーブ設備の申請件数8件 	A:計画通りに実施し達成		住宅用太陽光発電システムについては再生可能エネルギー導入計画の導入目標を達成したため廃止。 ペレットストーブ設備については市内需要が低く、再生可能エネルギー導入計画の導入目標を達成することが著しく困難なため廃止。
環境保全課	風力発電事業	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。 	45	継続	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。 発電電力量（発電電力量）の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 発電電力量（発電電力量）1,204,722kwh (1,153,490kwh) ※3基（2・3号機及び名立機）の過去5年の平均値 風力発電施設2基による発電量を810,000kwh/年以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電電力量（発電電力量）927,996kwh (878,270kwh) ※3基（2・3号機及び名立機）合計 	B:見直し・改善の必要があるが達成	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検結果等に基づき必要な修繕を行うほか、故障時の迅速な対応による稼働日数の増加に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ヨーギア、発電ベアリング等の不具合により平成30年2月から2号機が通年停止したほか、落雷や経年劣化による故障により、3号機及び名立機が度々停止したため、第3四半期に目標値を見直した。 1号機は平成30年3月に耐用年数を経過のため、運用を停止した。
生活排水対策課	下水道センター運転管理費	<ul style="list-style-type: none"> 下水汚泥の消化により発生する消化ガスのうち、未利用となっていたガスを用いて発電施設を稼働させることで電気と温水を発生させ、それを場内で利用し二酸化炭素の排出抑制に努める。 	46	継続	<ul style="list-style-type: none"> これまでの下水道センター運転管理に加え、消化ガス発電による電力を場内で使用することで、二酸化炭素排出量の抑制を図る。また、施設見学の来場者に、消化ガス発電施設を見学していただくとともに、バイオマス燃料を利用することで地球温暖化対策に寄与していること等について説明し、啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間発電量1,248,000kWh以上 	<ul style="list-style-type: none"> 年間発電量1,491,116kWh 年間見学者数 大人…116人 子ども…374人 	A:計画通りに実施し達成		

分野：地球環境

目的：低炭素社会を目指す

基本方針：地球温暖化対策の推進

主要施策：拠点形成と交通ネットワークの構築

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	平成30年度						
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記
都市整備課	土地利用対策費	・商業、医療、福祉などの都市機能が集積する拠点を維持・形成するとともに、各拠点間や拠点と集落の間を道路やバスなどで結ぶ効率的で環境負荷の低い交通ネットワークの構築に取り組み、人や物の移動などに伴う温室効果ガスの排出の削減を図る。	47	継続	上越市都市計画マスタープランにより、「人や物の移動を支える交通ネットワーク」の構築するため、立地適正化計画に基づき、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進する。	・まちなかにおけるまちづくりの方向性を検討するため、関係課による検討体制を構築する。 ・アドバイザーの派遣により、関係課を含めて、まちなかにおけるまちづくりの方向性を検討する。	・まちなかにおけるまちづくり関係課（企画政策課、産業政策課、都市整備課）で庁内検討体制を構築 ・庁内検討会議を5回開催（うち2回目を以降はアドバイザーを派遣） ・高田のまちなかにおけるゾーニング、将来像、施策等に関する市の素案作成を完了	A:計画通りに実施し達成	-	-

主要施策：地産地消の推進

教育総務課	学校給食での地産地消野菜の使用拡大（予算事業なし）	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地産産（上越産）使用割合を平成30年度までに12%以上にする。	48	継続	・学校給食での地産地消野菜の使用拡大を図り地産地消を推進するため、地域との連携をさらに強化する。	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地産産（上越市産）使用割合 平成30年度目標 12%	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地産産（上越市産）使用割合 平成30年度実績 13.6%	A:計画通りに実施し達成	-	-
農村振興課	地産地消認定店の拡大（予算事業なし）	・上越産品を積極的に取り扱う小売店・飲食店などを応援する地産地消推進の店認定事業により、地産品の農林水産物を食す機会を増やすとともに、「上越の食育」のホームページをはじめ、様々な媒体や機会を捉え、地域の食材や食文化の情報提供を行うことで、市民の地産地消の意識の醸成を図る。	49	継続	・地産地消推進の店の認定数を平成30年度までに160店にする。 ・地産地消推進の店認定数（平成30年度）160店	・地産地消推進の店の認定数（平成30年度）160店	・地産地消推進の店の認定数（平成30年度）162店	A:計画通りに実施し達成	-	-

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：環境学習の推進と事業者支援

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	平成30年度						
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績（実施内容） Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記
環境保全課	環境学習施設管理運営事業	・市民及び事業者が環境保全に対する理解を深めるとともに、自主活動の意欲を高めるため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	50	継続	・講座等の実施や環境情報の発信を行い、市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、活動の意欲を高める機会を提供する。 ・環境イベント及び環境出前講座等の実施 ・環境講座等参加者数：3,000人	同左	・環境講座等参加者数3,979人 <内訳> ・環境イベント 3,054名 ・環境出前講座 901名 ・温室や営利用を学ぶ環境講座 24名	A:計画通りに実施し達成	-	環境イベント及び環境講座の実施主体を市から民間の環境団体等に移行させていき、市主導によらずとも環境イベント及び環境講座が実施される体制を確立する。
環境保全課	環境学習施設管理運営事業	・市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、自主的な活動を喚起するため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	51	継続	・中ノ俣の自然やそこに暮らす人々の知恵と心に触れる自然体験学習を中心に、総合的な環境学習の場を提供する。 ・自然体験プログラムの実施 ・プログラム利用者数：2,600人	同左	・プログラム利用者数2,613人	A:計画通りに実施し達成	-	令和2年度末廃止予定

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：環境学習の推進と事業者支援

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	平成30年度						
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	実績 (実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・中郷区、坂倉区を除く全市域から排出される資源化できないごみを、ごみ焼却処理施設において環境排出基準を維持しながら、焼却処理することにより減容化するとともに、焼却灰等の埋立基準に適合するよう適正処理を行う。	52	拡充	・施設見学者数：800人（上越市クリーンセンター） 平成30年度までの累計見学者 2,822人	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校 ・見学申込者数 731人（6/5現在）	・施設見学者数：2,529人（上越市クリーンセンター） 平成30年度までの累計見学者 4,551人	A:計画通りに実施し達成	-	
生活環境課	し尿処理事業	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	53	継続	・施設見学者数：450人（汚泥リサイクルパーク） 平成30年度までの累計見学者 3,588人	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校 ・見学申込者数 89人（6/5現在）	・施設見学者数：496人（汚泥リサイクルパーク） 平成30年度までの累計見学者 3,634人	A:計画通りに実施し達成	-	
農林水産整備課	林業総務費	・各種林業関連協議会への負担金や森林・環境保全活動団体への補助金を交付する。 ・上越地域治山林道協議会などへの負担金を交付する。 ・森と緑の感謝祭実行委員会（上越市と妙高市で開催）へ負担金を交付する。 ・上越緑の少年団育成会補助金を交付する。 ・緑化推進を図る。	54	継続	・環境に関する講座の参加者数を平成30年度までに3事業の講座参加者数の累計で5,820人以上にする。	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実	・環境関連講座等参加者数：156人（上越緑の少年団）	A:計画通りに実施し達成	-	
農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営	・豊かな自然を活用した環境学習や林業体験を実施し、森林保全の重要性を普及啓発するため、施設の維持管理及び運営を行う。	55	継続			・環境関連講座等参加者数：6,114人（上越市くわどり市民の森）	A:計画通りに実施し達成	-	
農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費	・自然観察会やイベントを行うとともに、二貫寺の森維持管理組織の「二貫寺の森保全会」と協働による管理運営を行う。	56	継続			・環境関連講座等参加者数：109人（二貫寺の森）	A:計画通りに実施し達成	-	
社会教育課	謙信KIDSプロジェクト	・地域資源や地域の人材を活用した体験活動を通して、子どもたちの興味・関心を高めるとともに、異学年・異学校の子どもの交流を推進し、協力し合う力、自主的な行動力、コミュニケーション能力を育成する。	57	継続	・社会教育事業で自然体験、環境学習に関する講座の参加者数を平成30年度までに累計で1,025人以上にする。 ・平成30年度目標322人	・市内の多様な自然環境の中での体験活動の実施 ・全21講座28コースのうち、「ゆき」「しぜん」「海」「チャレンジ」「アウトドア」の5講座7コースを対象とする。	・環境関連講座等参加者数：348人	A:計画通りに実施し達成	-	

主要施策：市民、事業者との協働による取組の推進

環境保全課	環境政策総務事業	・第3次環境基本計画の実施内容を市民等に対して広く周知し、環境施策を推進する。	58	継続	・第3次環境基本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現に向けて環境全般に関する施策を推進するとともに、中間評価を行う。	・環境関連事業の取組について進捗確認。 ・環境イベント等におけるアンケートの実施。 ・第3次環境基本計画の進捗について、中間評価実施。 ・「上越市の環境」により、取組状況の公表	・第3次環境基本計画の進捗について、第2回環境政策審議会において中間評価を実施した。	A:計画通りに実施し達成	-	
-------	----------	---	----	----	--	---	--	--------------	---	--

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：環境学習の推進と事業者支援

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan	平成30年度			
							実績 (実施内容) Do	目標達成状況 Check	見直し・改善内容 Action	特記
環境保全課	環境政策総務事業	・環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	59	継続	・環境政策審議会の開催 ・環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	・環境政策審議会の開催 ・第1回目（6月）平成30年度環境関連事業等について審議 ・第2回目（10月）第3次環境基本計画の中間評価等について審議 ・第3回目（2月）第3次環境基本計画の中間評価等について審議	・環境関連の案件について、環境政策審議会を開催し、審議した。 ・第1回目（平成30年6月19日開催）第3次環境基本計画の進捗状況等について ・第2回目（平成30年11月29日開催）公共施設における省エネルギー化体制の強化等について	A:計画通りに実施し達成	-	-
環境保全課	環境マネジメントシステム事業	・上越市環境マネジメントシステム（JMS）を活用し、市の環境問題への取組を具体的に実践する。	60	拡充	・上越市環境マネジメントシステム（JMS）を活用し、市の環境問題への取組を具体的に実践する。 ・環境目標 17項目に設定 ・現行のJMS計画期間の最終年度となることから、今後の運用について、見直し・検討を行う。	・JMSを活用し、環境問題への取り組みを具体的に推進する。 ・環境目標 17項目すべて達成 ・法令遵守 各課所管の法規制監視測定該当施設において100%適合 ・JMSの見直しについて、環境管理委員会及びEMS部会を開催し、見直し・検討を行う。 ・地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 ・2030年度に2013年度比で温室効果ガス40%減を達成するため、公共施設における省エネ化体制の調査・検討を行う。	・環境目標（第4半期末まで）17項目のうち14項目達成。2項目未達成。1項目期別目標なし。 未達成 ・未達成項目 1 グリーン購入不適合品購入 目標 不適合購入品目数 0品目 実績 1品目 測風野帳防水タイプ（生活排水対策） 原因 グリーン購入適合商品の確認をせずに消耗品を発注したため。 2 市内の家庭系及び事業系ごみの排出量 目標 46,600 t（家庭系） 20,900 t（事業系） 67,500 t（合計） 実績 43,504 t（家庭系） 23,058 t（事業系） 66,562 t（合計） 原因 事業系ごみの排出量の内訳として、燃やせないごみの排出量が増加した。要因としては民営借家に住む世帯が増加傾向にあることから事業系として排出されるアパートごみが増えていると推測される。	C:計画通り実施しているが未達成		

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：市民、事業者との協働による取組の推進

環境保全課	環境マネジメントシステム事業	・環境省が定めた環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じ、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。 ・団体同士のネットワークづくり等により、環境団体等との連携を強化し、各団体主体の環境学習の取組を支援する。	61	継続	・「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じて、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。また、企業訪問を行い制度の周知を行う。	・環境マネジメントシステム普及啓発 ・「自治体イニシアティブ・プログラム」に参加し、市内事業者等に「エコアクション21」認証取得支援を行う。 ・「エコアクション21」認証取得促進のための周知 ・広報上越 7/1号掲載予定 ・上越商工会議所 会員向けメールマガジン、企業訪問 ・自治体イニシアティブ・プログラムの実施（8月上旬開始予定）	いずれも計画どおり実施	A:計画通りに実施し達成		
-------	----------------	---	----	----	---	--	-------------	--------------	--	--

温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減目標の達成状況（平成 30 年度）

環境目標の項目	目標値	取組結果	達成状況
① H24～H26 のエネルギー使用量が原油換算値でいずれも 15 kℓ 以上ある 173 施設のエネルギー使用量の削減割合 (基準値に対し毎年△1%)	基準値 15,862 kℓ	13,032 kℓ ・ 基準値比 △17.8%	達成
	(H24～H26 のエネルギー使用量が原油換算値でいずれも 15 kℓ 以上ある施設の 3 か年平均値) 目標値 15,228 kℓ (対基準値比△4%) 目標値は平成 27 年度から毎年基準値比△1%とし、平成 30 年度は△4%と設定		
② 温室効果ガス排出量 (平成 29 年度)	68.2 千 t-CO ₂	68.0 千 t-CO ₂	達成

上記 2 項目は、第 3 次上越市環境基本計画で定めた 4 つの望ましい環境像のうち、地球環境分野における目標であり、これら目標を「達成」した。

※国の「地球温暖化対策計画」で具体的な削減目標が掲げられている事項であることから、抜き書きして示している。

平成 30 年度 廃棄物処理法、大気汚染防止法等の法令遵守状況

1 法規制監視測定件数

平成 30 年度における法規制遵守状況は、測定数 1,703 件のうち、適合 1,698 件、法基準値不適合 0 件、自主基準値不適合 5 件

法令の名称	適用項目	対象施設等		測定数	適合数	法基準値不適合	自主基準値不適合
		名称	数				
廃棄物処理法ほか	浸出水、地下水	一般廃棄物最終処分場 (薬師山埋立地 ほか)	4	36	35	0	1
廃棄物処理法	汚泥、焼却灰及びばいじん	一般及び産業廃棄物 (上越市クリーンセンターほか)	11	71	71	0	0
大気汚染防止法	ばい煙	廃棄物焼却炉、ボイラー (上越市クリーンセンターほか)	13	11	11	0	0
悪臭防止法ほか	悪臭	悪臭原因物 (上越市クリーンセンター、汚泥リサイクルパーク)	2	3	3	0	0
騒音規制法ほか	騒音	圧縮機、ポンプ、送風機等 (柿崎コミュニティプラザ、雁木通りプラザほか)	73	78	78	0	0
振動規制法ほか	振動	圧縮機、ポンプ、送風機等 (教育プラザ、高田図書館ほか)	41	45	45	0	0
水質汚濁防止法ほか	排水	排水処理施設 (下水道センター、農業集落排水処理施設ほか)	56	474	472	0	2
下水道法	排水	下水処理施設 (下水道センター、浄化センター)	7	63	61	0	2
労働安全衛生法	ダイオキシン類	廃棄物焼却炉 (上越市クリーンセンター)	1	2	2	0	0
肥料取締法	有害物質	汚泥肥料 (汚泥リサイクルパーク)	1	1	1	0	0
県公衆浴場の配置、衛生措置の基準条例	水質	浴槽水 (ユートピアくびき希望館、八千浦交流館はまぐみ)	2	13	13	0	0
フロン排出抑制法	第 1 種特定製品	エアコン等	298	906	906	0	0
計			509	1,703	1,698	0	5

2 未達成項目及び理由等

法令等の名称	施設名	月	不適合の状況	是正措置・再発防止策の状況
① 水質汚濁防止法 ② 下水道法	上越市下水道センター	5	<p>状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 上越市下水道センターの放流水の大腸菌群数が JMS 自主基準値の 1,500 個/cm³ を超過して 2,600 個/cm³ が検出された。 <p>原因</p> <ul style="list-style-type: none"> 放流水の質及び量に対して、次亜塩素酸ナトリウムの注入量が足りていなかったため。 	<p>是正措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主基準値超過を確知した段階で、次亜塩素酸ナトリウムの注入施設を点検し、放流水で残留塩素濃度が 0.11mg/ℓ であることを確認した。 放流水を採水し、大腸菌群数の試験を行った。結果は 0 個/cm³ であり、自主基準値超過がないことを確認した。 6 月 4 日に再度測定し、残留塩素濃度 0.10mg/ℓ、大腸菌群数 0 個/cm³ であることを確認した。 <p>再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> 次亜塩素酸ナトリウムの注入量は一日当たり 300kg 程度とし、流入の質及び量の変化等に合わせて最適量を把握する。 しばらくの間、残留塩素濃度は毎日午前午後の 2 回測定し、概ね 0.1mg/ℓ 程度検出されることを確認する。 今後の施設改修等に合わせ、放流流量により次亜塩素酸ナトリウムの注入量を制御できる機器に変更することを検討する。
法令等の名称	施設名	月	不適合の状況	是正措置・再発防止策の状況
③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	柿崎区一般廃棄物最終処分場	8	<p>状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 8 月 27 日 (月)、柿崎区一般廃棄物最終処分場において水質検査を行ったところ、放流水の過マンガン酸カリウム消費量が JMS 自主基準の 10mg/ℓ を超過して、26mg/ℓ が検出された。 <p>原因</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常は月末に採水を行ってきたが、8 月末は天候の悪い日が続き、採水当日も降雨の影響があり、現況を正しく分析できないおそれのある透視度の低いサンプルを採水せざるを得なかった。その結果、過マンガン酸カリウム消費量が基準値を超過したが、これは有機質分を多く含む土壌が放流水に多量に混入したものと推測される。 	<p>是正措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月の採水予定日を月末から中旬に移行し、天候の良い条件下で処分場の現況を正確に分析できるよう、日程を確保する。 <p>再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> 採水後のサンプルに臭気や透視度が低いなど異常が見られる場合は、市の担当者が現物を直接確認するとともに、採水時の天候や月末までの天気予報も考慮し、当該サンプルを採用するか、新たに採水するかを判断する。 なお、サンプルの状態から月内の採水が困難な場合は、監督官庁(新潟県)に状況を報告の上、助言を仰ぎ対応する。

法令等の名称	施設名	月	不適合の状況	是正措置・再発防止策の状況
④ 水質汚濁防止法 ⑤ 下水道法	大潟浄化センター	8	<p>状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 8 月 21 日 (火)、自主検査において 9 時 30 分に採水した放流水のノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉍物油類及び動植物油脂類油脂類）が JMS 自主基準値の 1.5mg/ℓ を超過して、2.8mg/ℓ が検出された。 <p>原因</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去 10 年間に於いて、検出の事例がないことから明瞭な原因は不明であるが、採水時、放流水中に均一に存在しないノルマルヘキサン抽出物質として検出される何かが、採水ビンにスポットで入り込んだこと。 	<p>是正措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主基準値超過を受け、8 月 27 日 (月) に再度ノルマルヘキサン抽出物質含有量の検査を行った。その際、検出されることを考慮して鉍物油類由来か動植物油脂類由来かを判断するため分別定量での試験を行った。 検査結果は鉍物油類、動植物油脂類ともに 0.5mg/ℓ 未満となり、自主基準値超過がないことを確認した。 基準超過のあった 8 月 21 日当日を含め、大潟浄化センターの下水処理は以前・以降ともに極めて順調に行われている。 <p>再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> 原因は明確ではないものの、流入下水に油脂類が混入することは下水処理に悪影響を及ぼすものであることばかりでなく、下水管渠の閉塞にもつながることから適切なグリーストラップの選定及び運用について指導・啓発を行っていく。 大潟浄化センターにおいて良好な放流水質を確保するため、引き続き最適な運転管理に努める。

令和元年度における環境施策の推進について

1 取組方針

第3次環境基本計画に基づくこれまでの取組を継続し、環境関連事業(61事業)に係る事業の進捗管理を行う。なお、環境管理委員会や環境政策審議会でも環境関連事業(61事業)について実績報告等を行い、環境施策の推進を図る。

さらに、今年度から環境関連事業(61事業)の中でも省エネルギーの推進に係る事業に重点を置き、国が掲げた温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で40%削減する目標の達成に向け、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)及び地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づく事業者としての責務を果たすため、今年度から全ての公共施設等を対象とし、更なる取組の強化を行う。

2 削減目標

算定基礎となるエネルギー使用量及び下表の項目について、各年度において前年度比2%削減を目標とする。

全ての公共施設における温室効果ガス排出量の削減目標

項目	2013年度実績	2030年度目標値
温室効果ガス排出量	61.4千t-CO ₂	36.8千t-CO ₂
温室効果ガス削減量(2013年度比)	-	24.6千t-CO ₂
温室効果ガス削減割合(2013年度比)	-	40%

※平成30年度まではエネルギー使用量が15kℓ以上ある173施設を対象とし可視化していたが、令和元年度からは全施設を対象とする。

令和元年度環境関連事業の取組（個表）

資料5-2

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：環境汚染の防止

主要施策：大気汚染の防止

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
環境保全課	大気汚染対策事業	・大気汚染（光化学オキシダント、PM2.5）の常時監視情報を市民に周知するほか、悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、必要に応じ臭気測定を実施する。	1	継続	・大気汚染物質（光化学オキシダント、PM2.5）の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合には、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。	・異状時に備え、環境対策係及び休日担当職員が、県の観測記録を定時確認（1日2回）する。 ・大気汚染物質の濃度が高まり健康被害が生じる恐れがある場合、速やかに市民に情報提供、注意喚起を実施する。 ・悪臭による相談や苦情があった場合、速やかに現地確認などを行い、原因者に改善を求めるとともに、必要に応じて臭気測定を実施する。 ・大気汚染物質の濃度が高くなる時期に合わせ、周知を行う（広報上越：2月、6月）

主要施策：騒音・振動、悪臭の防止

環境保全課	騒音・振動対策事業	・高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。 ・新幹線沿線において列車走行音の測定を実施し、新幹線騒音の音源対策の進捗とその後の騒音の経過について監視を行う。	2	継続	・事業場の騒音・振動が規制基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100%	・高速道路や幹線道路などにおいて自動車騒音の測定を実施し、環境基準の達成状況を把握するとともに、基準を超過した際には施設管理者に対し、速やかな改善を求める。 高速道路騒音の測定（6～7月）、自動車騒音の測定（11～12月） ・環境騒音の測定を実施し、基準の超過を確認した場合、道路管理者等に改善を求める。 環境騒音の測定（11月～12月） ・新幹線騒音に対し音源対策工事が行われたことから、効果等を把握するため市内2地点（県：3地点）で測定を実施する。 新幹線騒音の測定（10月）
-------	-----------	--	---	----	---	---

主要施策：水質保全・排水処理対策の推進

環境保全課	水質汚濁対策事業	・河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水調査により排水基準の遵守状況などを把握する。 ・冬期前後に多発する油流出事故を抑制するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図る。	3	継続	・水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水が、環境基準を超過した場合に、指導により改善された割合：100%	・河川、海域、湖沼の水質等の水質等測定により環境基準の達成状況などを監視するほか、水質汚濁防止法に基づく特定事業場の排水調査により排水基準の遵守状況などを把握する。 ・冬期前後に多発する油流出事故を抑制するため、市民及び事業者に対し計画的に注意喚起を図る。 ○各種測定 ・河川等の水質測定（4～3月） ・事業場の排水調査（4～3月） ○意識啓発 ・注意喚起の実施（広報上越：11月、FM放送：11～12月）
生活環境課	し尿収集事業	・市内全域のし尿をくみ取り、清潔な生活環境を保持する。	4	継続	・市内全域のし尿をくみ取り、利用者からの汲取り依頼を遅滞なく実施するとともに、業者に委託し、適切にし尿の収集運搬を行い清潔な生活環境の保持を図る。	・非水洗トイレ及び仮設トイレから発生するし尿を収集し、汚泥リサイクルパークへ搬入し清潔な生活環境の保持に努める。 収集量 6,315kℓ
生活環境課	し尿処理事業	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	5	継続	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	搬入量（見込み） し尿 : 6,315kℓ 浄化槽汚泥 : 46,620kℓ 合計 : 52,935kℓ

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：環境汚染の防止

主要施策：騒音・振動、悪臭の防止

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
生活排水対策課	生活排水対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道、農業集落排水は、市民生活に密着した生活関連基盤施設であることから、引き続き下水道汚水管渠の着実な整備を進めるとともに、戸別訪問の実施により接続率の向上を図る。 ・合併処理浄化槽の設置については、循環型社会形成推進交付金を活用するほか、市の補助金交付制度により設置者の負担軽減を図るなど設置推進に努める。 	6	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水衛生処理率85.7% 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道汚水管渠の整備を着実に進めるとともに、未接続世帯への戸別訪問を実施する。 ・合併処理浄化槽の処理能力は下水道等と同等であることを周知するとともに、合併処理浄化槽設置費補助制度の利用を促し、合併処理浄化槽の設置を進める。

主要施策：地下水の保全、土壌汚染の防止

環境保全課	地盤沈下対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県と共同で、地下水位・地層収縮量の観測を行うとともに、水位の低下状況に応じて、地盤沈下注意報（警報）を発令し、地下水の節水啓発を図り地盤沈下の防止に努める。 ・揚水設備設置者を対象とする研修会を開催するほか、新規設置に伴う事前届出などについて、市民及び設置請負事業者に周知徹底する。 	7	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・新設の揚水設備における降雪感知器の設置割合：90%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県と共同で行う水準測量において、2級路線77km（計画距離）の調査を行う。 ・県と共同で、地下水位、地層収縮量の観測を行う（12月～3月の毎日）とともに、水位の低下状況に応じて地盤沈下注意報（警報）が発令された際は、地下水の一層の節水啓発を図り地盤沈下の抑制に努める。 ・揚水設備設置届出者に対する節水型降雪感知器の設置勸奨等（通年：100件程度） ・県と共催で揚水設備設置者研修会の開催（11月下旬）、広報上越、市ホームページ、広報車等による節水啓発を行う。
-------	----------	---	---	----	--	--

主要施策：化学物質等による汚染の防止

環境保全課	放射線量の周知等（予算事業なし）	<ul style="list-style-type: none"> ・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間放射線量について、毎月広報で公表する。 	8	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間放射線量について、毎月広報上越で公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越地域消防事務組合管内の各消防署で測定された空間放射線量を、毎月広報上越で公表する。
-------	------------------	---	---	----	---	--

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進

生活環境課	清掃総務管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体の活動への支援を通じて、市内の生活環境の保全を図る。 	9	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の自主的な地区衛生活動や生活環境の向上に取り組んでいる生活環境協議会の活動に対し運営経費の一部を補助し、環境美化と意識向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各区（板倉区は除く）及び合併前上越市の生活環境協議会に対し補助金を交付し、活動を支援する。
生活環境課	ごみ収集運搬事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。 	10	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ収集運搬業務委託 ・燃やせるごみ収集回数 週3回 ・燃やせないごみ収集回数 月2回 ・市内の家庭系及び事業系ごみの排出量 67,500t 家庭系46,600t 事業系20,900t 	同左

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		
				取組区分	実施計画 Plan	
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	11	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○燃やせないごみ中間処理業務委託 ・燃やせないごみを中間処理施設にて破碎し、資源物（金属類等）を選別した後に、残渣をクリーンセンターへ搬入する。 ・処理量（見込み）：2,781t ・残渣運搬量（見込み）：2,226t 	同左
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	12	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ有料化事業 家庭ごみ指定袋を作成するとともに、保管・配送業務を実施する。 3歳未満児の属する世帯へ指定袋引換券を無償配布し、子育て世帯への経済的負担を軽減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみ用指定袋（11種類）、指定シール（6種類）を作成し、市指定の取扱所で販売する。 ・3歳未満児の属する世帯へ、4月末までに指定袋引換券を無償配布する。 配布予定：3,850人
生活環境課	ごみ収集運搬事業	・家庭ごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の収集運搬及び中間処理を適正に行うことにより、生活環境の保全を図る。	13	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積施設設置費補助事業 町内会が行うごみ集積施設の新設修繕に要する費用の一部を補助する。 補助率：1/2（限度額1基当たり10万円） 交付件数（見込み） 設置等 62件 修繕 24件 合計 86件 	同左
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	14	継続	<ul style="list-style-type: none"> ○最終処分場維持管理費 ・安塚区円平坊一般廃棄物最終処分場の廃止手続きを完了させる。 ・中郷区一般廃棄物最終処分場は、放流水の水質分析等、通常の維持管理に加え、浸出水の水質分析等、施設廃止のための調査を継続する。 ・その他の最終処分場等については、通常の維持管理を継続する。 	<p>最終処分場の維持管理及び処分場からの放流水、浸出水や観測井戸の水質検査を行う（安塚区、中郷区については廃止調査項目を合わせて実施）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安塚区円平坊一般廃棄物最終処分場 ・4～6月 ・調査結果を取りまとめ、県へ廃止届を提出し、廃止手続きを完了させる。 ○中郷区一般廃棄物最終処分場 ・通年 ○その他最終処分場等 ・柿崎区車地、薬師山：通年 ・三和区宮崎新田：7～9月

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：ごみの適正処理の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	15			
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	16	継続	○最終処分場整備事業 ・上越市内における最終処分場の整備を目指し、新潟県と情報交換を実施する。 ・県が設置する検討委員会へ出席し、調査地選定作業に協力する。(R1では3回程度開催予定)	同左
生活環境課	ごみ処理対策事業	・廃棄物の適正な最終処分及び再資源化を進め、生活環境の保全を図る。	17	継続	○その他、ごみ処理対策の推進 ・クリーン活動ごみなどの回収及び処理を行う。	・現業職員6人によりクリーン活動ごみの回収を実施する。
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・全市域からごみ焼却処理施設（第1-第2タリオンセンター及び新上越市クリーンセンター）へ搬入される可燃ごみを廃棄物の処理及び清掃に関する法律や環境基準により適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	18	継続	・可燃ごみ処理量（見込み） 上越市クリーンセンター 46,732トン	同左
生活環境課	廃棄物処理施設整備事業	・既存の廃棄物焼却処理施設の老朽化とごみ質の変化に対応するため、平成29年10月の供用開始を目指して新クリーンセンターを整備する。	19			

主要施策：リサイクルの推進

生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	20	継続	○資源物収集運搬業務委託 ・町内会集積所、資源物常時回収ステーション及びリサイクル推進店から資源物を回収し、リサイクル施設へ搬入する。	・資源物の収集運搬業務委託（11社）業務を行う。
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	21	継続	○分別収集回収品目中間処理業務委託 ・家庭から排出される容器包装やペットボトル等の資源物の中間処理を行う。	・中間処理業務（9社）を事業者へ委託する。
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	22	継続	○再商品化業務委託 ・容器包装（プラスチック製・紙製）や乾電池などの資源物の再商品化業務を委託し、適正処理を行う。	・日本容器包装リサイクル協会や事業者へ再商品化業務を委託。

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：リサイクルの推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	23	継続	○資源物常時回収ステーション整備事業 ・資源物6品目を回収する資源物常時回収ステーション（市内18か所）の維持管理（自動消火器の設置等）、巡回整理を行う。 ・掲示物の劣化が激しいステーションについては、掲示物の入れ替えを行う。	同左
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	24	継続	・資源物集積所整備事業 集積所で使用する看板や表示板等を作成し、希望する町内会へ配布する。	・看板や表示板等の作成、配布（見込み） 作製数 700 （品目表示板、看板、回収箱） 配布 1,440
生活環境課	資源物分別収集事業	・循環型社会の形成に向け、分別収集した資源物の再資源化を推進する。	25	継続	・生ごみリサイクル事業 分別収集した生ごみを民間事業所に搬入し、バイオガスを発生させ污泥乾燥用の燃料や肥料としてリサイクルする。 生ごみ回収量（見込み） 8,654トン	同左

主要施策：環境美化の推進

生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	26	継続	・全市クリーン活動 春、夏、秋に一斉清掃月を設定し、全町内会に参加を呼びかけ、空き缶や散乱ごみなどの回収・清掃活動を実施する。 目標参加人数 60,000人	同左
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	27	継続	・市道側溝土砂収集運搬事業 町内会が清掃した市道側溝の土砂を収集運搬する。	・実施内容（見込み） 対象町内会 171町内 収集量 290トン
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	28	継続	○環境パトロール事業 ・不法投棄の監視及び野焼きへの指導を行う。 ・不法投棄物やポイ捨てごみの早期発見・早期対応を行い、投棄者が特定できる場合は、警察等と連携して対処する。 ・ごみ集積所や常時回収ステーションの巡回、排出物の整理・指導を行うとともに、市民に適正排出を促す。	同左

分野：生活環境

目的：快適な生活空間を確保した循環型社会を目指す

基本方針：生活環境の維持・向上

主要施策：環境美化の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
生活環境課	生活環境保全美化対策事業	・町内会等と連携した美化活動や衛生活動のほか、環境パトロール等により、良好な生活環境の保全と衛生環境を確保する。	29	継続	・ごみヘルパー事業 障害や高齢などの理由でごみの分別や集積所への排出が困難な世帯へ、町内会等と連携してヘルパーを派遣する。	・実施内容（見込み） ヘルパー委嘱人数 58人 支援世帯数 66世帯

主要施策：景観形成の推進

都市整備課	景観デザイン事業	・地域の特性を生かした景観づくりを推進するため、平成21年度に策定した景観計画に基づき、以下の事業に取り組む。 ・届出制度の実施 ・景観アドバイザー制度の実施 ・景観審議会の実施 ・景観情報紙の発行 ・景観セミナーの開催 ・その他事業内容に関する啓発の取組の実施	30	継続	・景観アドバイザーからの助言や届出制度の実施により、周辺地域との調和を図り、公共施設及び民間施設の景観の向上を推進する。 ・また、広報に景観に関する内容を掲載し、市民意識の高揚を図る。 ・その他、特徴的な景観が残る地域を対象に、地域住民と協働して景観まちづくりに取り組む。	・景観審議会の開催 ・景観アドバイザーによる建築物等へのアドバイス実施（毎月1回） ・届出制度の運用（随時） ・広報上越への掲載（1月） ・景観まちづくりの取り組みの支援
-------	----------	---	----	----	--	---

主要施策：生物多様性の保全

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
環境保全課	自然環境保全推進事業	・良好な自然が残る地域を自然環境保全地域に指定することで、希少な動植物の生息環境の保全を進める ・良好な自然環境が残る地域などを周知し、市民等の環境保全意識の高揚につなげる。	31	継続	・自然環境保全地域を1箇所指定する（全7箇所目）。	・自然環境保全推進委員会を開催し、自然環境保全地域の指定等について検討する。 ・指定案の縦覧を経て、保全地域の指定（告示）を行う。 ・自然環境保全地域、同候補地等において、自然環境調査・監視員による定期巡回や現況調査等を行う。 ・保全地域の指定候補地において、自然観察ツアーを1回開催する。 ・自然環境保全地域において、地域の団体等が行う保全活動の支援を行う。

分野：自然環境

目的：自然と共生した社会を目指す

基本方針：自然環境との共生

主要施策：生物多様性の保全

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
環境保全課	鳥獣保護管理事業	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣による農作物被害を防止するため、適切に有害鳥獣捕獲許可を交付するほか、人身被害を防止するため大型鳥獣が出没した際には警察及び市内の猟友会支部などと連携し、市民の安全確保に努める。 人身被害防止のため、大型獣に関する情報提供を行うほか、市民一人ひとりが事故や誘因を防止するために自らができる事などの啓発に努める。 	32	継続	<ul style="list-style-type: none"> クマやイノシシなどの大型野生鳥獣による人身被害：0人 	<ul style="list-style-type: none"> ○出没抑制対策の実施(2年目) <ul style="list-style-type: none"> ・金谷区・春日区及び中郷区をモデル地区として選定し、出没抑制事業を実施するとともに効果を検証する。 ○被害防止体制の充実等 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地において大型獣が出没した際の初動対応や態勢等を見直し、マニュアルを策定する。 ・大型獣出没時に対応する際の用具を整備する。 ・大型獣が出没した際には、人身被害を防止するため警察及び市内の猟友会支部などと連携し、市民の安全確保に努める。 ○被害防止の注意喚起 <ul style="list-style-type: none"> ・広報上越でのシリーズ掲載やクマ学習会を開催し、クマの生態や大型獣に出会わないための手法や誘因を防止するための手法等の啓発を行う。 ・クマ出没時には、保育園や学校、町内会等に速やかに注意喚起するとともに安全メールや市ホームページ等で情報提供する。 ・クマ出没多発期前の周知（広報上越等：5月、10月）

主要施策：開発事業に対する環境配慮の誘導

環境保全課	環境政策総務事業	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業で環境に及ぼす影響について専門的な意見を求められた際、環境影響評価会議を開催し、環境影響評価に係る技術的な事項を調査審議する。 	33	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市環境影響評価会議の設置及び運営に関する要綱第2条により、公害の防止及び自然環境の保全の見地から調査審議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当案件に応じ、環境影響評価会議開催
-------	----------	---	----	----	--	---

基本方針：自然環境の活用

主要施策：緑地・公園の活用

農林水産整備課	くわどり市民の森維持管理及び運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市の水源の森である、くわどり市民の森を、自然観察や森林浴などが出来る市民の憩いの場、環境学習や森林体験活動の場として整備を行う。 	34	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地の水源地域の森林を市民の共有財産として捉え、市民の森として活用し、林業体験や環境学習を通じて利用者の里山保全に関する理解を深めるとともに、森林整備を進め水源涵養など森林の持つ多面的機能の向上を図る。 ア 市民の森を利用したイベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ア・木工作体験の充実 ・季節に応じた市民の森観察会の実施
農林水産整備課	森林保育管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・森林・山村の多面的機能を発揮するため、森林整備等を実施する活動組織への事業推進、指導を行う。 	35	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、森林所有者、NPO法人、民間団体などが協力して作る活動組織が行う、地域環境保全、森林資源利用、森林機能強化の取組を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・越後ふるさと里山林協議会や県と活動組織との橋渡し役として連絡を密にとり、活動が円滑に行えるよう支援する。 活動予定組織：5団体 活動予定面積：25.7ha

分野：自然環境

目的：自然と共生した社会を目指す

基本方針：自然環境の活用

主要施策：緑地・公園の活用

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
都市整備課	都市公園整備事業	・平成27年6月に改訂した高田公園基本計画および高田公園短期整備計画に基づき、【交流拠点】、【歴史公園】、【観光拠点】の機能を有した「総合公園」として計画的に整備を行う。	36	継続	・高田公園の更なる交流を促進するため、利用者の安全性や魅力を高める施設整備を実施する。	ア 内堀護岸整備 高田城の本来の「土塁」の姿を損なわない景観に配慮した整備を行う。 イ 園路改築 来園者の安全を確保するため、南堀周辺園路の改築を行う。
都市整備課	都市公園整備事業	・五智公園の貴重な自然資源を五感で感じられるよう、【学び】【遊び】【健康】の3つの柱に基づいた整備を行う。	37	継続	・希少な自然資源を保護・保全していくとともに、利用者の利便性と魅力を高めて、自然と調和した都市空間づくりを推進するため、老朽化施設等の施設整備を実施する。	ア 交通公園遊具等更新 遊具 2基 東屋 1基 イ 散策路整備 新池周辺
都市整備課	都市公園整備事業	・市民の憩いとコミュニケーションの場としての公園を、バリアフリーや安全・安心の観点から誰もが利用しやすいよう整備する。	38	継続	・利用者の安全・安心に配慮した施設整備を実施する。	ア 長寿命化計画による遊具の更新撤去 直江津地区 1基 高田地区 4基
都市整備課	公園管理費	・市民の憩いやコミュニケーションの場となる都市公園等を安全で安心して利用できる空間とするため、適切な管理を行う。	39	継続	市民の憩いとコミュニケーションの場として、安全・安心に利用できるよう、地域との協働により都市公園の維持管理を実施する。 ア 公園管理事業 イ パーク・パートナーシップ事業 ウ 高田公園樹木保守管理事業	ア 公園管理事業 178公園 (264ha) の除草、清掃、樹木管理、遊具修繕等の維持管理を実施する。 イ パーク・パートナーシップ事業 136公園 (40.6ha) の街区公園等の管理を町内会等と協働で実施する。 ウ 高田公園樹木保守管理事業 ・高田公園樹木長寿命化第二期計画に基づき、日常管理及び計画事業を実施する。 (土壌改良：454本、施肥：2185本、高所剪定：225本、伐採：22本、植樹：5本他) ・松くい虫防除対策として薬剤の樹幹注入を実施する。

主要施策：環境保全型農業の推進

農政課	自然循環型農業推進事業	・化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域慣行基準より5割以上低減する栽培とあわせて行う地域温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組及び有機農業の取組を行う農業者に対して支援する。	40	継続	・「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて、堆肥の施用や冬期湛水など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援する。	取組団体：74団体 取組面積：1,231ha
-----	-------------	---	----	----	--	---------------------------

分野：地球環境

目的：低炭素社会を目指す

基本方針：地球温暖化対策の推進

主要施策：省エネルギーの推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度	
				取組区分	実施計画 Plan
環境保全課	環境政策総務事業	・地球温暖化対策を推進する取組を具体的に推進し、普及・啓発を行う。	41	継続	<p>〈事務事業編〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が掲げた温室効果ガスの削減目標（2030年度までに2013年度比で40%削減）を達成するため、第2次財政計画（改訂版）及び公共施設等総合管理計画（基本方針）との整合を図りながら、市役所における温室効果ガスの排出量及びエネルギー使用量について前年度比2%ずつ削減する。 ・ノーカーデー実施職員の割合100% ・グリーン購入不適合品目数 0品目 <p>〈区域施策編〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策を推進するため、ホームページや環境イベント等で実行計画や取組事例を周知する。 <p>〈事務事業編〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクル（JMS）を活用し、温室効果ガス排出量削減への取組を具体的に推進、普及させ、部局ごとに進捗管理を行う。効率的かつ効果的な手法により設備更新及び運用を行うとともに、職員一人一人の日常業務における温室効果ガス排出量の削減に寄与する事務事業編の取組を強化する。 ・ノーカーデー実施手順書の策定及び実施を依頼し、実績を管理する。 ・グリーン購入基本方針・調達方針の策定、周知を行う。 <p>地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年度に2013年度比で温室効果ガス40%減を達成するため、公共施設における省エネ化体制の調査・検討を行う。 <p>〈区域施策編〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報上越 ・地球温暖化をテーマとした連載記事を掲載（6/1、7/1、8/1、9/1、10/1号） ・環境フェア（6月30日） ・商業施設等における環境イベントの実施（4月、5月、6月、8月、11月、1月、3月） ・市ホームページで情報発信（随時）
市民安全課	街灯整備・維持管理事業	・町内会が管理する防犯灯をLED化する工事に要する費用の一部を補助し、LED化を推進することにより、消費電力及び二酸化炭素排出量の削減を図る。	42	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会が管理する防犯灯のLED化率を75%以上とする。 ・防犯灯LED化補助金の交付（随時受付）

主要施策：省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入

環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	・上越市の貴重な資源であり、特徴である「雪」を活用し、加工食品や農産物の雪中貯蔵商品開発や雪を利用した事業展開を支援し、雪冷熱エネルギーの利用による環境負荷の低減と再生可能エネルギーの導入を促進する。	43	統合	(環境学習啓発事業へ統合)
-------	---------------------	--	----	----	---------------

分野：地球環境

目的：低炭素社会を目指す

基本方針：地球温暖化対策の推進

主要施策：省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
環境保全課	省エネルギー・新エネルギー普及推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーシステム設置費補助 ・地球温暖化対策を地域で推進するため、市民が取り組める省エネルギーや再生可能エネルギーの普及啓発及び導入の促進を行う。 ・住宅用太陽光発電システム及びベレットストーブ設備の設置に対する支援を行う。 	44	終了		
環境保全課	風力発電事業	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。 	45	縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電施設を適切に管理し、新エネルギーの一つである風力発電の有用性を市民に周知することにより、新エネルギーの普及及び二酸化炭素排出量抑制の啓発を図る。 ・発電電力量（売電電力量）の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電電力量（売電電力量） 395,416kwh（378,413kwh） ※1基（3号機）の過去5年平均 ※2号機は部品の不具合により名立機は、ブレードの損傷により復旧の目的がたたないことから、計画から除外
生活排水対策課	下水道センター運転管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・下水汚泥の消化により発生する消化ガスのうち、未利用となっていたガスを用いて発電施設を稼働させることで電気と温水を発生させ、それを場内で利用し二酸化炭素の排出抑制に努める。 	46	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの下水道センター運転管理に加え、消化ガス発電による電力を場内で使用することで、二酸化炭素排出量の抑制を図る。（年間発電量1,248,000kWh） ・また、施設見学等の来場者に、消化ガス発電施設を見学していただくとともに、バイオマス燃料を利用することで地球温暖化対策に寄与していること等について説明し、啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消化ガス発電を適切に管理する。 ・施設見学等の申込みを受け入れ、来場者に説明をする。

主要施策：拠点形成と交通ネットワークの構築

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
都市整備課	土地利用対策費	<ul style="list-style-type: none"> ・商業、医療、福祉などの都市機能が集積する拠点を維持・形成するとともに、各拠点間や拠点と集落の間を道路やバスなどで結ぶ効率的で環境負荷の低い交通ネットワークの構築に取り組み、人や物の移動などに伴う温室効果ガスの排出の削減を図る。 	47	継続	<ul style="list-style-type: none"> 上越市都市計画マスタープランにより、「人や物の移動を支える交通ネットワーク」の構築するため、立地適正化計画に基づき、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【高田地区】 ・地元と地区全体のまちづくり方針を立案 ・具体的に施策展開するモデル地区を選定 【直江津地区】 ・庁内検討の開始準備を完了（素案作成）

分野：地球環境

目的：低炭素社会を目指す

基本方針：地球温暖化対策の推進

主要施策：地産地消の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
教育総務課	学校給食での地場産野菜の使用拡大（予算事業なし）	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地場産(上越産) 使用割合を平成30年度までに12%以上にする。	48	継続	・学校給食での地場産野菜の使用拡大を図り地産地消を推進するため、地域との連携をさらに強化する。	・学校給食において使用量の多い青果物5品目の地場産(上越市産) 使用割合 令和元年度目標 13%
農村振興課	地産地消認定店の拡大（予算事業なし）	・上越産品を積極的に取り扱う小売店・飲食店などを応援する地産地消推進の店認定事業により、地場産の農林水産物を食す機会を増やすとともに、「上越の食育」のホームページをはじめ、様々な媒体や機会を捉え、地場の食材や食文化の情報提供を行うことで、市民の地産地消の意識の醸成を図る。	49	継続	・地産地消推進の店の認定数を令和元年度までに165店にする。 ・地産地消推進の店認定数（令和元年度）165店	・地産地消推進の店の認定数（令和元年度）165店

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：環境学習の推進と事業者支援

環境保全課	環境学習施設管理運営事業	・市民及び事業者が環境保全に対する理解を深めるとともに、自主活動の意欲を高めるため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	50	縮小	・環境イベントへの出展や環境講座等の実施補助、環境情報の発信を行い、市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、活動の意欲を高める機会を提供する。 ・環境イベント及び環境講座等参加者数：2,500人	同左
環境保全課	環境学習施設管理運営事業	・市民及び事業者の環境保全に対する理解を深めるとともに、自主的な活動を喚起するため、環境に関する総合的な学習の場を提供する。	51	継続	・中ノ俣の自然や、そこに暮らす人々の知恵と心に触れる自然体験学習を中心に、総合的な環境学習の場を提供する。 ・自然体験プログラムの実施 ・プログラム利用者数：2,600人	同左

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：環境学習の推進と事業者支援

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
生活環境課	ごみ焼却施設管理運営費	・中郷区、板倉区を除く全市域から排出される資源化できないごみを、ごみ焼却処理施設において環境排出基準を維持しながら、焼却処理することにより減容化するとともに、焼却灰等の埋立基準に適合するよう適正処理を行う。	52	継続	・施設見学者数：800人（上越市クリーンセンター）	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校
生活環境課	し尿処理事業	・全市域から汚泥リサイクルパークに搬入されるし尿、浄化槽汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法に基づき適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	53	継続	・施設見学者数：250人（汚泥リサイクルパーク）	・市内小学校への施設見学会の依頼 ・6月末までに依頼 ・依頼校数 51校
農林水産整備課	林業総務費	・各種林業関連協議会への負担金や森林・環境保全活動団体への補助金を交付する。 ・上越地域治山林道協議会などへの負担金を交付する。 ・森と緑の感謝祭実行委員会（上越市と妙高市で開催）へ負担金を交付する。 ・上越緑の少年団育成会補助金を交付する。 ・緑化推進を図る。	54	継続	環境に関する講座の参加者数を5,790人以上にする。（農林水産整備課分） ※少年団員の減少に伴い、活動に参加する団員の人数が減少するため。（今年度少年団員数：13名、昨年度少年団員数：24名）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実
農林水産整備課	くわどり市民の森の維持管理及び運営	・豊かな自然を活用した環境学習や林業体験を実施し、森林保全の重要性を普及啓発するため、施設の維持管理及び運営を行う。	55	継続	環境に関する講座の参加者数を5,790人以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実
農林水産整備課	二貫寺の森管理運営費	・自然観察会やイベントを行うとともに、二貫寺の森維持管理組織の「二貫寺の森保全会」と協働による管理運営を行う。	56	継続	環境に関する講座の参加者数を5,790人以上にする。（農林水産整備課分）	・自然観察、トレッキングツアーなど里山を活かしたイベントの開催 ・体験活動等を通じた教育カリキュラムの充実
社会教育課	謙信KIDSプロジェクト	・地域資源や地域の人材を活用した体験活動を通して、子どもたちの興味・関心を高めるとともに、異学年・異学校の子どもの交流を推進し、協力し合う力、自主的な行動力、コミュニケーション能力を育成する。	57	継続	・社会教育事業で自然体験、環境学習に関する講座の参加者数を令和元年度までに累計で1,185人以上にする。	・市内の多様な自然環境の中での体験活動の実施 ・全18講座22コースのうち「しぜん」「ゆき」「海」の3講座4コースを対象とする。

分野：環境学習

目的：豊かな環境を継承する社会を目指す

基本方針：環境啓発の推進

主要施策：市民、事業者との協働による取組の推進

担当課	事業名	目的 Plan	事業No.	令和元年度		
				取組区分	目標 Plan	実施計画 Plan
環境保全課	環境政策総務事業	・第3次環境基本計画の実施内容を市民等に対して広く周知し、環境施策を推進する。	58	継続	・第3次環境基本計画に掲げる「望ましい環境像」の実現に向けて環境全般に関する施策を推進する。 ・環境イベント等におけるアンケートの実施。 ・「上越市の環境」により、取組状況の公表	・環境関連事業の取組について目標の進捗を確認。 ・環境イベント等におけるアンケートの実施。 ・「上越市の環境」により、取組状況の公表
環境保全課	環境政策総務事業	・環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	59	継続	・環境政策審議会の開催 環境基本計画の策定、環境の保全や廃棄物の減量等に対することについて、学識経験者、関係行政機関、事業者等の専門家や公募に応じた市民からの意見を環境施策に反映させるため、環境政策審議会を開催する。	・環境政策審議会の開催 ・第1回目（6月） 令和元年度環境関連事業等について審議
環境保全課	環境マネジメントシステム事業	・上越市環境マネジメントシステム（JMS）を活用し、市の環境問題への取組を具体的に実践する。	60	統合	環境政策総務事業に統合（事業No. 41）	
環境保全課	環境マネジメントシステム事業	・環境省が定めた環境マネジメントシステム「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じ、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。 ・団体同士のネットワークづくり等により、環境団体等との連携を強化し、各団体主体の環境学習の取組を支援する。	61	拡充	・「エコアクション21」の普及プログラム「自治体イニシアティブ・プログラム」を通じて、事業者へのシステムの普及啓発を図り、「エコアクション21」認証取得を支援する。また、企業訪問を行い制度の周知を行う。 ・環境団体等との連携強化や団体同士のネットワークづくりによる新たな環境学習の取組をスタートさせる。	・「自治体イニシアティブ・プログラム」に参加し、市内事業者に「エコアクション21」認証取得支援を行う。 ・「エコアクション21」認証取得促進のための周知 ・広報上越 7/1号掲載予定 ・上越商工会議所 会員向けメールマガジン、企業訪問 ・自治体イニシアティブ・プログラムの実施（8月上旬開始予定） ・環境団体とのミーティング、学習会を開催し、今後の取組について協議する。

令和元年 8 月 5 日

第 1 回環境政策審議会資料

生 活 環 境 課

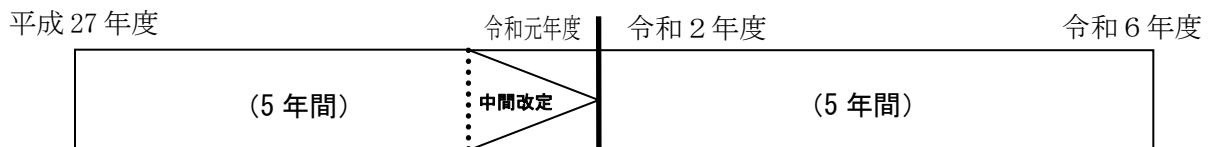
一般廃棄物処理基本計画(ごみ・生活排水・災害廃棄物)の中間改定について

1 一般廃棄物処理基本計画について

- 廃棄物の適正処理のため廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、区域から発生する一般廃棄物の処理に関する計画の策定が義務付けられているもので、当市においては、平成 18 年度に計画を策定し、中長期の廃棄物処理行政の方向性について定めている。
- 現行計画の計画期間は、平成 27 年度を初年度とした 10 年間とし、平成 36 年度（令和 6 年度）を計画の目標年度としている。

2 中間改定について

- 中間目標年度を本年度（令和元年度）として、概ね 5 年を経過した後に計画を見直すこととしている。
- 当市の最上位計画である「上越市第 6 次総合計画」の後期基本計画が平成 30 年度に策定された。また、新クリーンセンターの稼働に伴い、平成 30 年 4 月に家庭ごみの分別の一部を変更したことや、近年の豪雨災害の発生状況から災害ごみの取扱いの整理が必要となっている。
- このように、現行計画の前提となる諸条件に変化があったことから中間目標年度である、本年度（令和元年度）に中間改定を行う。



○改定のスケジュール

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
● 上旬 第 1 回環境政策 審議会へ改定 の説明		● 上旬 第 2 回環境政策 審議会への諮 問	● 上旬 環境政策審議 会からの答申			● 中旬 処理計画確定	● 中旬 計画の告示 計画の配布
計画原案の作成			計画案の修正	パブコミ実施	計画案の修正		

上越市環境政策審議会について

1 上越市環境政策審議会とは

上越市環境政策審議会（以下「審議会」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条^{※1}及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第1項^{※2}の規定に基づき設置するものです。

審議会の組織及び運営に関する事項は、上越市環境政策審議会条例及び上越市環境政策審議会規則に定められています。

2 環境政策審議会の所掌事務

- (1) 基本計画を定めるにあたって意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じ、廃棄物の減量等に関する事項について審議すること。

3 令和元年度審議会開催予定

第1回 8月5日：上越市環境施策の取組等

第2回 10月上旬：上越市一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水・災害廃棄物）の諮問

※ 各委員からの意見提出

第3回 11月上旬：上越市一般廃棄物処理基本計画（ごみ・生活排水・災害廃棄物）の答申

※1 環境基本法（平成5年法律第91号）より第44条抜粋

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）より第5条の7第1項抜粋 （廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

○上越市環境政策審議会条例

平成27年3月27日

条例第3号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第1項の規定に基づき、上越市環境政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 上越市環境基本条例（平成8年上越市条例第41号）第9条第1項に規定する環境基本計画に関し、同条第3項の規定により意見を述べること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じ、廃棄物の減量等に関する事項について審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全及び廃棄物の減量等に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業者
- (4) 公募に応じた市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(上越市環境基本条例の一部改正)

2 上越市環境基本条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正)

3 上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年上越市条例第54号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○上越市環境政策審議会規則

平成27年3月27日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市環境政策審議会条例（平成27年上越市条例第3号）に定めるもののほか、上越市環境政策審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の設置等)

第5条 審議会は、必要に応じて部会を置く。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 前3条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境保全課及び生活環境課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(上越市環境審議会規則の廃止)

- 2 上越市環境審議会規則(平成8年上越市規則第30号)は、廃止する。

(上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成10年上越市規則第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(上越市自然環境保全条例施行規則の一部改正)

- 4 上越市自然環境保全条例施行規則(平成20年上越市規則第35号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(上越市自然環境保全推進委員会規則の一部改正)

- 5 上越市自然環境保全推進委員会規則(平成20年上越市規則第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略